

. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業
（身体・知的等障害分野）））
総括研究報告書

障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究

研究代表者 堀口寿広 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 室長
研究分担者 高梨憲司 社会福祉法人愛光 常務理事
佐藤彰一 國學院大學法科大学院 教授

研究要旨：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）同法の見直しに向けた議論において活用される資料の作成を目指して、1.法以外の事案の発生状況と、当該事案に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査、2.独立行政法人病院等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査、3.精神科病院における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査、4.保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査、5.障害者虐待事案の対応に投入された人的資源についての調査を実施した。障害者が虐待や差別を受けたとする相談ニーズは障害者虐待防止法施行後もさまざまな領域に存在していることを確認した。また、虐待事案の記録を分析し、虐待の種類と事案の解決までに要する時間との間に関連を認めた。障害者虐待防止法の主旨が周知され関連事案が適切に対応されるためには、法以外の事案への対応を検討すること、実施した対応を評価する方法を確立すること、各専門職の意識向上と合理的配慮の充実が必要と考えた。

研究協力者（研究5）

志賀利一 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部 部長

実施状況についての調査

法以外の事案がもつ相談ニーズを推測するとともに、センターの業務に生じている負荷を推測することを目的として、障害者虐待の相談・通報の窓口である都道府県権利擁護センターおよび市町村虐待防止センターが受理した相談事案のうち、さまざまな事由により虐待の判断に至らなかった事案や、法の対象範囲外と判断された事案がどの程度あるのか件数を尋ねた。

加えて、法以外の事案に対応するためには、法を改正して適用となる範囲を拡張するのか、施行規則（省令）等の改正を行うなどして他の虐待関連法との調整を行うのか、ある

A. 研究目的

本研究課題では「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、法と略記する）に関して、同法の見直しに向けた議論において活用される資料の作成を目指して、つぎの研究を実施した。

研究1. 法以外の事案の発生状況と、当該事案に対する地方公共団体による機関連携の

いは、法や規則の改正は行わず通知等により運用指針等を充実させ機関連携を規定するのか、いずれの案がもっとも適当か、検討に資することを目的として、法以外の事案にセンターがどのように対応したか、実施した機関連携を尋ねた。

研究 2 . 独立行政法人病院等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

法第 31 条は医療機関の管理者に対して、間接的な防止措置として、つぎのこの実施を求めている。

職員へ障害・障害者についての研修の実施及び普及啓発、
障害者（である患者）からの虐待に関する相談体制の整備、
障害者への虐待に対処するための措置を講ずること

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称、障害者差別解消法）では、独立行政法人を行政機関に含め合理的配慮を提供することを義務としている。

したがって、公的な立場で医療を提供するものには、医療機関が実施する間接的防止措置および合理的配慮について率先して範を示すことが求められていると言える。

本研究班では平成 25 年度の研究として、国立病院等を対象とした調査を実施した。間接的防止措置を実施していると回答した病院は、回答した病院の 3 割であり、実施率を高めるための取り組みを検討する必要があると考えた。

そこで、医療機関における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況を収集する目的で、今年度の研究では国立大学の附属病院、

地方独法化していない自治他病院等を新たに対象として加えて、引き続き調査を実施した。

研究 3 . 精神科病院における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

精神障害は精神疾患という疾病と精神障害という障害とが併存した状態であると言われる。すなわち、精神科病院は、障害者を、他の診療科よりも患者として多く有している医療機関であると考えられる。また、精神障害は障害特性として認知機能や判断能力に低下を来たすことがあり、さらに病状によって能力の水準に変動があるため、本人に代わるものが判断をしたり、結果として本人の権利が一部制限されることがあり、「本人に対して権利を有する者による、その権利の濫用（ab-use；すなわち虐待）」が生じやすいと言える。

厚生労働省によると、平成 24 年度（法施行の 24 年 10 月 1 日～翌 25 年 3 月 31 日）に養護者虐待として自治体が受け付けた相談件数は全国で 3,260 件あり、被虐待者の障害種別（重複あり）では、知的障害の 644 件（48.5%）に次いで精神障害は 479 件（36.0%）と第 2 位となっている。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（通称、精神保健福祉法）の改正により保護者制度が廃止されたことから、本人の治療や支援に関して意見の調整を行うなど、医療従事者はより多くの家族成員と接点を持つようになったと推測される。このことは、精神科病院の医療従事者は、養護者虐待について、より高い問題意識が求められていると言える。

本研究では、医療機関における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況を収集する目的で、研究 2 と関連した研究として、精

神科病院を対象として同様の調査を実施した。

研究4．保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

法第30条は保育所等（保育所、いわゆる認可外保育所または認定子ども園）の長に対して、間接的防止措置の実施を求めている。

保育所等における対応については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に愛する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第三十条の保育所等における適切な対応について（平成24年10月1日付 各都道府県・指定都市、中核市民生主管部（局）宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡）」にて、保育所保育指針、「子ども虐待対応の手引き」等を参照するように周知されている。保育所等において、児童虐待を疑い児童相談所等へ通報・相談した事案に関する調査はすでに実施されている。法施行から1年半が経過し、障害者虐待という視点でも、同様に実施状況を確認することが必要であった。

また、研究1では、市町村の虐待防止センターに、少数ではあるが保育所での虐待事例が相談されていることを確認している。保育施設における間接的防止措置は、主に養護者による虐待に向けたものであるが、その一方で、保育所における職員による障害がある児童への虐待についても現状を把握する必要があった。

しかし、保育所施設数は、平成25年の厚生労働省の調査で24,038か所とされており、いわゆる認可外の施設にはさまざまな実施形態があることから、施設を直接調査の対象とするには、たとえば一定地域で調査を実施するなど標本抽出の方法をどうするかといった課題があった。

また、保育を受けている児童のうち障害児が虐待を受けているという事案を抽出することについては、施設を調査対象とした場合にすべての施設が積極的かつ誠実に回答できるような調査方法の工夫が必要であった。

さらに、「気になる子」といった言葉が表すように、障害児は、いわゆる障害児保育を利用しているもの以外にも存在するという実情を考慮する必要があった。

以上を踏まえ、保育所等における間接的防止措置ならびに合理的配慮の実施状況を収集する目的で、市町村の保育所所管課を対象とした調査を実施した。

研究5．障害者虐待事案の対応に投入された人的資源についての調査

厚生労働省の実施する調査の報告からも、法の施行から1年半が経過し、各地域で経験が集積されていることが推測される。

障害者虐待事案は、虐待の種類（虐待の起きた場所）、虐待の類型（身体的虐待等）、被虐待障害者の障害種別といった変数を有しており、虐待の種類によって対応の流れは同一ではない。

ここで、虐待の種類以外にも事案の特性の組み合わせによって必要とする対応に差があり、一定の確度で予測式のようなものが成り立つとするならば、対応する自治体が用意すべき体制を検討することが可能になると考えられる。児童虐待について、児童相談所の職員が実施した業務の分析がなされたことがあり¹⁾、この分析方法を障害者虐待の事案に適用することを考えた。

そこで、虐待事案の特性による差を見出すことを目的として、個別の事案に対して投入された専門職員の労力を時間と人件費に換算する調査を試行し、調査の実施可能性について検証した（フィージビリティ調査）。

B. 方法

1. 対象と方法

研究 1. 法以外の事案の発生状況と、当該事案に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

対象は、全国の地方公共団体（都道府県ならびに市区町村）合計 1,789 箇所すべてとした。（悉皆調査）

平成 25 年度の研究にて、障害者虐待防止法の施行後 1 年半を経過した時点での事例の発生状況と担当者の意見収集を目的として、さきに発送した質問項目に対して寄せられた質問や意見をもとに質問項目の修正を加えて、平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの間に窓口で受け付けた事例に関する追加調査を平成 26 年 3 月に実施した。

都道府県および市区町村の「障害者虐待防止担当課長」宛てに調査への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封しメール便で発送した。（資料 1）

調査項目では、基本情報として団体名、地域人口、障害者数、センターの業務形態、人員配置、予算についてたずねた。

つぎに活動実績としてセンターで平成 25 年度内に受け付けた相談件数、そのうち虐待があると判断された事例数、および、虐待の種類別、障害種別ごとの件数をたずねた。

さらに法以外の事案について、件数と実施した機関連携を尋ねた。本研究では、相談利用者の権利を守るという観点から連携のために実施し得る行動として、連携先ごとに次の 7 つの行動を選択肢として設けた。

相談者に対して、「虐待ではない」もしくは「法の対象外」とであると、センターとしての判断の結果を伝える

相談内容から適切と考えられる窓口を紹介する

紹介した先の相談窓口に、紹介したことを連絡する

紹介した先の相談窓口から、該当事案と思われる相談があったことを、連絡を受けて確認する

連携先の機関とケース会議を持つ

連携先が下した判断の結果について連携先に確認する

相談者から直接、当初の問題が解決されたか確認する

上記のうちで、1 年間に一度でも実施したことがあれば、実施したとして を付けて回答するように依頼した。

最後に、法施行から 1 年半が経過し今後の課題と思われる点についての意見などの自由記述欄を設けた。

回答は同封の返信用封筒を用いた郵送法とし、その他、回答者の都合に応じて電子メールへのファイルの添付、ファクシミリ等の方法でも受け付けた。

また、調査に当たり、相談ネットワークがどのように構築されているか情報を収集することを目的として、回答の返送時に、都道府県・市区町村の作成したマニュアルの寄贈を要請（任意）した。

研究 2. 独立行政法人病院等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

対象は、ハンセン病療養所 13 施設（厚生労働省ホームページより）、国立大学法人病院 48 病院（平成 24 年医療施設調査より）、公立大学法人 8 大学（文部科学省資料より）、都道府県立病院 216 施設、市町村立病院 673 施設（平成 24 年医療施設調査より）を新た

に加えて、合計 1,186 施設とした。

調査項目は、基本情報として施設名、標榜する診療科、病床数、平均外来患者数を尋ねた。

つぎに間接的防止措置の実施状況として、職員を対象とした研修の実施の有無、相談体制の整備の有無、地域の虐待防止ネットワークへの参加の状況、被虐待障害者の受け入れ態勢、対応要領の策定の有無等を尋ねた。

差別解消に関わる取り組みとしては、障害者雇用率、合理的な配慮の提供の状況を尋ねた。実施している場合は、対策の具体的な内容を記述するよう求めた。

各対象施設の総務課宛てに、調査への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封してメール便で発送した(平成 26 年 12 月)。(資料 2)

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。回答の期限は平成 27 年 1 月 15 日とした。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力に同意したものと見なした。

研究 3 . 精神科病院における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

対象は、公益社団法人日本精神科病院協会の会員病院 1,208 施設すべてとした。(悉皆調査)

研究 2 で使用した調査項目をもとに、無記名とし、施設の基本情報については、所在地の都道府県名を尋ね、病床数は 100 床単位の選択肢を設けた。

間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての質問は研究 2 のものを用いた。

各対象施設の院長職宛てに、調査への協力を求める依頼状、会長名での協力依頼状、調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封してメ

ール便で発送した(平成 26 年 12 月)。(資料 3)

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。回答の期限は平成 27 年 1 月 15 日とした。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力に同意したものと見なした。

研究 4 . 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

対象は、全国の市区町村合計 1,742 箇所とした。(悉皆調査)

事前に関係団体との協議、および、ヒアリング調査を実施した結果、市区町村単位で保育施設長の参集する会議が設けられていること、また、相談事案について市区町村の担当課が情報を把握していることを確認した。

調査項目は、基本情報として団体名、地域人口、管内の保育施設数(認可及び認可外)、保育を受けている児童数をたずねた。

間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての質問は研究 2 のものを用いた。

つぎに、平成 24 年度の後期半年間(10 月 1 日 ~ 翌 3 月 31 日)および、平成 25 年度の 1 年間に、それぞれ、管内の保育施設にて保育を受けている児童の保護者より、保育施設にて職員から児童が虐待を受けたと相談のあった事案の件数について尋ねた。さらに、相談の要因について分類集計をしている場合は、児童や保護者に障害があると推測された事例の件数を尋ねた。

また、調査に当たり、保護者からの相談事案に対応する手続きが地域の保育施設従事者の間でどのように共有されているか情報を収集することを目的として、回答の返送時に、市区町村の作成したマニュアルの寄贈を要請した。(任意)

なお、回答については、それぞれ所管課と

して集計し把握している場合に回答することを求めた。すなわち、回答の作成に当たり管内施設への照会等を要しないものとした。

市区町村の「保育所担当課」宛てに調査への協力を求める依頼状と調査用紙、公告文書、返信用封筒を同封しメール便で発送した(平成 27 年 2 月)。(資料 4)

回答の返送は同封の返信用封筒を用いて郵送等で回収した。回答の期限は平成 27 年 2 月 23 日とした。調査への協力は任意であり、回答の返送を持って調査への協力に同意したものと見なした。

研究 5 . 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源についての調査

平成 25 年度の研究において、都道府県 3 団体、市町村 10 団体(うち政令市 3 を含む)市町村から虐待防止センターの業務委託を受けた事業者として千葉県中核地域生活支援センター 2 施設の合計 15 団体・施設に調査票への記入を依頼した。

平成 26 年 3 月末までに 13 の団体ないし委託先センターから、法施行前の 6 事案を含む、被虐待障害者 42 人が関わる 41 事案についての記録の返送があった。

法に定められた事案への対応の流れは虐待の種類によって異なることから、虐待の種類別に、各事案について、投入された人的資源の量を表す数値として次の 6 つを計算した。

事案としての受理から解決までにかかった日数

介入した回数

介入にかかった時間の合計

介入した専門職の延べ人数

延べ時間×延べ人数の合計(×)

延べ費用の合計(について各職種の介

入を時給に換算したもの)

このうち、すなわち人件費は、担当した専門職員について、専門資格ないしは職名を基準として公表資料から基本給をもとに時間給を算出し(表 1)、当該事案の対応に従事した時間数を乗じた。訪問や会議等、複数の職種の職員が対応に従事した場合は、記録に記載されている職名と人数とに応じて合算した。地方公務員の給与は地域によって、また、号俸等によって個人差があるが、今回は事案の報告された地域によらず同額で計算した。

さらに、虐待対応は 24 時間体制で実施される。夜間に対応が行われた事案については、そのことがコストに反映される必要があると考えた。そこで、記録に記載された時刻をもとに、平日 17 時 15 分から翌朝 8 時 30 分の間、および、平日以外に実施された対応については、一律に、金額に 1.5 を掛けて重みづけを行った。

虐待の種類ごとに、虐待の種類を独立変数とし、 と をそれぞれ従属変数として、予測が可能であるか数量化 類で解析を行った。統計解析はインターネット上のプログラム Black Box を利用した。

2 . 倫理的配慮

研究 1 . 法以外の事案の発生状況と、当該事案に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

調査の対象は行政機関であり、収集する事案の件数は集計された数値である。氏名など個人を識別できる情報は含まれない。また、調査を実施することによる相談利用者等への侵襲性はない。依頼状において調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利

益が生じないことを説明し、回答の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

疫学研究の倫理指針による審査を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号：A2013-085)

研究2．独立行政法人病院等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

調査の対象は独立行政法人等の法人であり、質問の内容は事業の内容に関するものである。患者および家族、ならびに職員個人に関する個人情報は収集しない。また、患者等への侵襲性はない。

回答した内容の開示について質問項目ごとに開示の可否を選択できるようにした。

依頼状において調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利益が生じないことを説明し、回答の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

疫学研究の倫理指針による審査を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号：A2013-089)

研究3．精神科病院における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

調査の対象は医療法人等の法人であり、質問の内容は事業の内容に関するものである。患者および家族、ならびに職員個人に関する個人情報は収集しない。また、調査を実施することによる患者等への侵襲性はない。

依頼状において、回答は無記名であること、調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利益が生じないことを説明し、回答

の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

疫学研究の倫理指針による審査を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号：A2014-091)

研究4．保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

調査の対象は行政機関であり、収集する事案の件数は集計された数値である。児童および保護者、ならびに職員などの個人を識別できる情報、ならびに保育施設等を識別できる情報は含まない。また、調査を実施することによる相談利用者等への侵襲性はない。

依頼状において調査への協力は任意であること、協力しない場合に不利益が生じないことを説明し、回答の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

疫学研究の倫理指針による審査を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号：A2014-076)

研究5．障害者虐待事案の対応に投入された人的資源についての調査

調査の対象は行政機関、または、委託を受けた相談支援事業者であり、収集する個別事案の内容は、個人情報を含まない形で相談記録の原本から転記されたものである。障害者もしくは関係者の氏名など個人を識別できる情報は含まない。また、調査を実施することによる相談利用者等への侵襲性はない。

事前のヒアリング調査において回答の作成方法を十分に説明し、回答の返送をもって調査への協力に同意したものとした。

疫学研究の倫理指針による審査を受け、独

立行政法人国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より実施の承認を得た。(承認番号:A2013-073)

C. 研究結果

研究1. 法以外の事案の発生状況と、当該事案に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

1) 都道府県権利擁護センターの状況について

【回答団体について】

15 団体から回答があった。(回答回収率 31.91%)

地域人口は平均 2、798,346.73 (標準偏差(SD)3,238,571.48)人、障害者率は平均 6.12 (1.02) %であった。

【人員について】

センター業務を担当する人員は、平成 25 年度(4月1日~年度末)の実績は、1~5 人が 10 団体(66.67%)、~10 人が 4 団体(26.67%) (20人以上)~50 人が 1 団体(6.67%)であった。(図1)

平成 26 年度の見込みは 1~5 人が 10 団体(66.67%)、~10 人が 3 団体(20.00%)、~20 人と~50 人がそれぞれ 1 団体であった。(図2)

平成 25 年度に比べて 26 年度の人員に増減のない団体は 13 団体、増員する見込みとの回答は 1 団体、削減する見込みとの回答は 1 団体であった。

【予算について】

平成 25 年度の決算額(ないし最新の値)は、1 千万円以下が 9 団体(60.00%)、100 万円以下が 1 団体(6.67%)、10 万円以下が 2 団体(13.33%)、0 円(予算配分なし)は 3 団体(20.00%)であった。

平成 26 年度の予算額(概算要求額等)は、1 千万円以下が 10 団体(66.67%)、10 万円以下が 2 団体、0 円は 3 団体であった。予算額の増減がないとした回答は 5 団体で、減額の予定とした回答は 1 団体であった。増額の平均は 439,678.47 (SD706,748.59) 円であった。

【相談件数について】

センターに寄せられた相談件数は、15 団体の回答を合算して 556 件、676 件、平均 37.07 (37.04) 件、相談者数は 309 人で、平均 25.75(15.86)人であった。21.13(20.79) 件であった。

相談のうち障害者虐待があると判断されたのは合計 75 件、平均 5.36 件で、被虐待者は合計 96 人、平均 8.00 人であった。

虐待があると判断された事案の種類別の内訳は、養護者虐待が合計 28 件、施設虐待が合計 48 件、使用者によるものが合計 52 件であった。

養護者虐待については 5 団体が合計 24 人の被虐待者についてセンターとして対応に参与していた。施設虐待については 7 団体で対応を行っており、被虐待障害者の数は「不明」の 1 団体をのぞいて合計 56 人であった。使用者虐待については 8 団体で対応を行っており、被虐待障害者の数は合計 71 人であった。

【法以外の事例について】

法以外の事案にセンターで相談対応を実施しているという回答は 7 団体あり、その 7 団体の回答を合算した 110 件の内訳は、「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」が 22 件(20.00%)、「施設虐待の判断に至らなかった事案」と「使用者虐待のうち事実確認を行っていない事案」がそれぞれ 16 件(14.55%)であった。

表 2 は、法以外の各種事案について、センター窓口にて扱いが「あった」という団体の数(ア)、合計件数(ウ)、事案がなかった団体の数(キ)を示している。内容ごとの事案の平均件数は、当該事案のあった団体における数値(カ)を示している。「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」は、8 団体(53.33%)で経験しており、平均件数は 2.75 件で、センターに寄せられた全ての相談件数に対する比率は 18.81%であった。

養護者虐待に関する相談に比べて件数は多くはないが、18 歳未満のもの(障害児)に関する相談、および、65 歳以上の障害者に関する相談も、回答のあった団体の半数前後で対応の経験があった。

【連携による対応の状況について】

表 2 では、連携のために実施し得る行動として「相談者に対してセンターとしての判断の結果を報告し、適切と考えられる窓口を紹介し、紹介した先の相談窓口と情報の交換を行い、連携先機関とケース会議を持ち、判断の結果について連携先に確認するだけでなく、相談者から問題の解決を確認した」という 7 つの行動を選択肢として用意し、全ての選択肢について実施したことがあるという回答を「」、これに一つ満たないものを「」で示した。

「」は 2 種類の事案でそれぞれ 1 団体が実施していたことを確認した。

【マニュアルの整備状況について】

相談マニュアルの導入の状況については、「既存のものを使用」が 5 団体(33.33%)と最も多く、「個別にケース会議で検討」と「独自のマニュアル、既存のマニュアル、ケース会議の併用」がそれぞれ 3 団体(20.00%)あった。

2) 市町村虐待防止センターの状況について

【回答団体について】

456 団体から回答があった(回答回収率 26.18%)。内訳は、市(政令市 3 市を含む) 263 団体(回答団体数の 57.68%)、特別区 5 (1.10%) 町 15(3.29%) 村 32(7.02%)であった。昨年度の調査と比べて回答数は減少しているが標本の構成比としては同様の比率であった。

地域人口は回答全体の平均は 82,813.32 人(標準偏差(SD) 124,183.80)で、地域人口に占める障害者率の平均は 6.18(004)%であった。障害者率の地理的な分布を、図 3 に示した。本州中央部付近の団体では、その他の地域に比べて低めの値を示した。研究代表者の実施した過去の調査²⁾と同様の傾向であった。

センターの実施形態は直営(担当課が実施するという回答を含む)のみが 354 団体(77.63%)、直営と委託の両方が 57 団体(12.50%)、委託のみが 36 団体(7.89%)、無回答、その他が 7 団体(1.54%)であった。

【人員について】

センター業務を担当する人員は、平成 25 年度(4 月 1 日～年度末)は平均 4.93 人で、5～10 人が 348 団体(76.32%)、1～5 人が 46 団体(10.09%)であった。(図 4)

平成 26 年度は平均 5.04 人で、5～10 人が 345 団体(75.66%)、0 人が 67 団体(14.69%)であった。(図 5)

昨年度の調査では 1～5 人という回答が最も多かったことから、全体的な傾向として増員されたことがうかがえた。

平成 26 年度の見込みとして前年度比で維持されるという回答は 372 団体で、減員が予定されているという回答は 28 団体であった。人員の内訳としては兼任の職員が多く、

相談員は平均 2.74 人、事務担当職員は 2.47 人であった。

【予算について】

平成 25 年度（図 6）は、0 円（予算なし）が 204 団体（44.74%）、26 年度（図 7）は 0 円（予算なし）が 201 団体（44.08%）であった。

平成 26 年度の見込みとして前年度比で維持されるという回答は 237 団体で、減額が予定されているという回答は 62 団体であった。

【相談件数について】

平成 25 年度の相談件数は全ての回答を合算して 2,892 件、平均 6.47（18.45）件であった。相談件数「0 件」が 156 団体、無回答が 9 団体で、回答全体の 36.18%であった。相談者の人数は合計 2,303 人、平均 5.76 人であった。

相談のうち障害者虐待があると判断されたのは合計 858 件、平均 2.05 件で、被虐待者は合計 730 人、平均 1.89 人であった。

虐待があると判断された事案の種類別の内訳は、養護者虐待が合計 691 件、施設虐待が合計 107 件、使用者によるものが合計 42 件であった。

被虐待障害者の数を、地域の障害者数で割った値、すなわち、地域の障害者のうちで虐待を受けた者の比率について、地理的な分布を図 8 に示した。虐待の認定件数が 0 件という回答が 251 団体と、回答 456 件の 55.04% を占めたが、事案があった団体のうち 187 団体（回答の 41.01%）が、地域の障害者数の 0.2% 未満であった。

【法以外の事例について】

法以外の事案にセンターで相談対応を実施しているという回答は 178 団体であり、その 178 団体の回答を合算した 1,049 件の

内訳（図 9）は、「養護者虐待の判断に至らなかった事案」が 509 件（48.52%）、「施設虐待の判断に至らなかった事案」が 198 件（18.88%）であった。上位の 2 分類の構成比は昨年度の調査と同じであったが、昨年度 3 番目に件数の多かった使用者虐待に関する事案は、今回は第 5 位であった。

表 3 は、法以外の各種事案について、センター窓口にて扱いが「あった」という団体の数(ア)、合計件数(イ)、事案がなかった団体の数(キ)を示している。内容ごとの事案の平均件数は、当該事案のあった団体における数値(カ)を示している。「養護者虐待の判断に至らなかった事案」は、130 の団体（28.51%）で経験しており、平均件数は 3.89 件で、センターに寄せられた全ての相談件数に対する比率は 44.64%であった。

【連携による対応の状況について】

「養護者虐待の判断に至らなかった事案」に関しては、「 」は 9 団体で、「 」は 15 団体で実施されていたことを示している。

「養護者虐待の判断に至らなかった事案」に対して連携のためにセンターが実施した行動の組み合わせとして、もっとも多かったのは「センターとしての判断の結果を相談者に報告したのみ」が 9 団体、「センターとしての判断の結果を相談者に報告し、後日問題が解決したか相談者に確認した」が 8 団体であった。

【マニュアルの整備状況について】

相談マニュアルの導入の状況（複数回答）は、「個別にケース会議で検討」のみという団体が 107 団体（23.46%）、「既存のものを使用」のみという団体が 83 団体（18.20%）、「既存のマニュアルと個別ケース会議の併用」が 83 団体（18.20%）であった。無回答は 89 団体（19.52%）であった。

今回、5 団体よりマニュアル等の写しの寄贈があった。

研究 2 . 独立行政法人病院等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

【回答施設について】

2 月 13 日到着分までで、大学病院 16 施設、精神医療センター 8 施設を含む、合計 221 施設から回答があった。(回答回収率 18.62%)

【病院の規模等について】

総病床数は、500 床以上が 27 施設、400 床以上が 16 施設、300 床以上が 19 施設、200 床以上が 21 施設、100 床以上が 44 施設、100 床未満が 93 施設であった。100 床未満の施設のうち、20 床未満の有床施設は 19 施設、無床施設 (休止中を含む) は 26 施設であった。

平均外来患者数 (1 日当たり換算) は、平均 317.63 (±444.61) 人、中央値 129.4 人 (最小値 0.02 人、最大値 2,836 人) であった。(回答のうち、日単位でなかった数値は適宜日単位に換算した)

【障害者雇用について】

職員における障害者であるものの比率は中央値 0.30% (最小値 0%、最大値 10.00%) であった。

法定雇用率 (2.3%) を達成していた施設は 30 (13.57%) であった。ただし、施設数 30 は、市町村等の団体全体ないし部局全体で達成しているとの回答を除いた数値である。

【間接的防止措置について】

地方公共団体等の実施する虐待防止研修へ参加した施設は 18 (8.14%)、職員へ研修

を実施した施設は 21 (9.50%) であった。(図 10)

虐待対応のマニュアルを作成していた施設は 36 (16.29%) であった。

相談窓口の周知について、職員に対して「実施している」と回答した 28 施設のうち、最も多かったのは「その他」の 18 施設 (実施施設数の 64.29%) で、具体的には院内掲示や職員向け LAN への掲載等であった。(図 11)

また、相談窓口の周知について、患者に対して「実施している」と回答した 34 施設のうち、最も多かったのは「その他」の 14 施設 (実施施設数の 41.18%) で院内へのポスター掲示などであった。(図 12)

障害者虐待防止のネットワークについて、院内ネットワークの構築は 27 施設 (12.22%) が実施していた。

障害者虐待防止のための地域ネットワークへの参加は 39 施設 (17.65%) が実施していた。

施設から参加している職員の職種別内訳 (複数回答) をみるとソーシャルワーカー (SW) が最も多く 24 施設 (参加施設数の 61.54%) であり、次いで医師が 17 施設 (43.59%)、看護師が 14 施設 (35.90%) であった。(図 13)

【合理的な配慮について】

最も多かったのは書類の読み上げで 126 施設 (57.01%) が実施していた。次いで多かったのは視覚障害者向けの日常生活の援助で、110 施設 (49.77%) が実施し、筆談用ノートの用意は 107 施設 (48.42%) が実施していた。(図 14)

「その他」の回答には点字ブロックの設置等、ハード面での整備が回答された。

自由回答は延べ 44 件あり、内容の類似性にしがたい分類したところ、既に対応済みで

あるという意見が 12 件、対策そのものに対する提言と見られる意見が 13 件、施設や人員の制約から対応することに消極的な意見が 8 件、積極的な意見が 3 件、その他の意見が 7 件であった。

調査の対象としたすべての施設に対し、回答を集計した結果の概要を報告した。医療機関で気づくことのできる障害者虐待の例を例示したちらしを制作し、同封して発送した

回答のうち、一般に向けて公表することを希望しないものをのぞいて、合理的配慮について各障害の当事者からの意見を収集し、別途報告書を作成した。

研究 3 . 精神科病院における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

【回答施設について】

2 月 23 日到着分までで 290 施設から回答があった。(回答回収率 24.15% (不達 1 通) 。全ての都道府県より回答を得た。

【病院の規模等について】

総病床数は、500 床以上が 11 施設、400 床以上が 29 施設、300 床以上が 49 施設、200 床以上が 90 施設、100 床以上が 101 施設、100 床未満が 9 施設であった。(表 4)

回答施設の構成は、全国の分布 (下段) と比べて同等であった。

【間接的防止措置について】

地方公共団体等の虐待防止研修へ参加した施設は 77 (26.55%) 、職員へ研修を実施した施設は 74 (25.52%) であった(図 15)。

虐待対応のマニュアルを作成していた施設は 31 (10.69%) であった。

相談窓口の周知について、職員に対して「実施している」と回答した 44 施設のうち、

最も多かったのは「その他」の 22 施設 (実施施設数の 50.00%) で、具体的には院内掲示等であった。(図 16)

相談窓口の周知について、患者に対して「実施している」と回答した 66 施設のうち、最も多かったのは「その他」の 28 施設 (実施施設数の 42.42%) で院内掲示等であった。(図 17)

障害者虐待防止のネットワークについて 院内ネットワークの構築は 44 施設 (15.17%) で実施していた。

障害者虐待防止のための地域ネットワークへの参加は 69 施設 (23.79%) で実施していた。

施設から参加している職員の職種別内訳 (複数回答) をみると、精神保健福祉士等のソーシャルワーカーが最も多く 61 施設 (参加施設数の 88.41%) であり、次いで医師が 21 施設 (30.43%) 、看護師が 15 施設 (30.43%) であった。(図 18)

【合理的な配慮について】

最も多かったのは書類の読み上げで 150 施設 (51.72%) において実施していた。次いで多かったのは筆談用ノートの用意であり、127 施設 (43.79%) において実施し、視覚障害者向けの日常生活の援助は 123 施設 (42.41%) において実施していた。(図 19)

「その他」の回答には、点字ブロックの設置等のハード面での整備等が回答された。

自由回答は延べ 60 件あり、対策に関する提言が 20 件と最も多く、法に関する意見が 7 件、今回の調査が課題を認識するきっかけになったとする回答が 6 件、障害者虐待への対応に関する認識をさらに要する意見が 6 件、経済的虐待についての情報提供 4 件、その他の意見が 17 件であった。

経済的虐待についての情報提供があったことを踏まえて、医療機関で気づくことで

きる障害者虐待の例を例示したちらし(資料5)を制作し、回答の集計結果の概要報告に同封して発送した。

研究4. 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

2月28日到着分までで300を超える団体から回答があった。回答の集計と分析を開始した。

研究5. 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源についての調査

虐待の種類(虐待の起きた場所)は、養護者虐待が22例、施設虐待9例、使用者虐待が10例であった。

虐待の類型(虐待の内容)は、複数回答で、身体的虐待が24例、性的虐待が4例、心理的虐待が17例、放棄・放置が7例、経済的虐待が10例であった。単一の類型であったのは21例で、20例は複数の類型の虐待が複合していた。

知的障害26例(56.52%)、精神障害12例(26.09%)、身体障害6例(13.04%)、発達障害2例(4.35%)であった。

虐待の重症度については、評価のあった25例の内訳として、軽度が8例、中等度が6例、重度が4例、最重度が7例であった。

虐待の種類別に計算した人的資源に関する数値を表5に、全事案を対象として実施した対応ごとの時間数の代表値を表6に示した。

数量化 類による分析の結果、施設虐待について、介入にかかった時間の合計値について、有意な予測ができた。決定係数(r^2)は0.91であった。独立変数に用いた各アイテムの偏相関係数は表7に示す通りで、性的虐待のあることと時間数の長さの間に有意

な相関を認めた。(表7)(図20)

D. 考察

本研究課題では、障害者虐待防止法に関する研究として、平成26年度には5つの調査を実施した。

研究1. 法以外の事案の発生状況と、当該事案に対する地方公共団体による機関連携の実施状況についての調査

今回の調査に回答した団体と昨年度の調査に回答した団体とは同一ではなく、標本として同一ではない。また、昨年度の調査に比べて回答した団体数が少ないこと、さらに、昨年度の調査で収集したのは法施行後半年間のみ的事案であったことを考慮して結果を考察する必要がある。

加えて、調査では政令市等を含む市が回答全体の57.68%を占めた。我が国の市町村の構成比は、市が45.35%であるので、昨年度の調査(56.36%)と同様に、回答に市の含まれる割合は母集団より高いということも留意する必要がある。

人員配置及び予算については、概ね前年度と同水準を維持しつつ、増員と増額がおこなわれている様子がうかがえた。引き続き、担当課が業務の一部としてセンター業務を実施している例の多いことが示されたが、とくに市町村において予算を計上していないという団体の比率は昨年度の調査より減少しており、実績を踏まえて予算化が進められたことが要因として考えられた。

法以外の事案の数は、都道府県では昨年度調査の172件に対し今年度調査では110件、市町村では昨年度調査の885件に対し今年度は1,049件あった。法施行直後には法制度の認知度が十分ではなく一時的に相談の増加があったことが推測され、それを差し引く

と、センターへの相談件数が全体的に増加している傾向がうかがえた。

都道府県では、上位の3分類は昨年度の調査と同じものであったが、法以外の事案全体に対する構成比をみると、「養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事案」は減少（昨年度28.49%）し、「使用者虐待のうち事実確認を行っていない事案」は増加（昨年度8.14%）したように見える。回答した団体は二つの調査で同一ではないが、前者については養護者虐待の相談窓口が地域住民に周知されてきたことを、後者については個々の事案が持つ背景の複雑化が推測された。

法以外の事案の内容は、昨年度に引き続き養護者虐待に関する事案であり、認定された養護者虐待事案の多さに比例した結果と考えた。

連携の実施状況については、昨年度調査の結果より、連携に関する行動を複数実施した団体は少なかった。たとえば、使用者による虐待事案の場合、相談・通報したことを雇用者に知られたくないため事実確認のための調査等を希望しないという例があった。養護者による虐待に関する事案では、相談の内容が法施行前の出来事に関するものであるなどして、他機関と連携し共同でケース会議を開催するような対応を要しない場合などが考えられる。本研究で提示した期間連携に関する7つの行動がすべての事案について実施されなければならないということではないであろう。今回、連携に関する行動を複数実施した団体が少なかったことは、センターにおいて、より効率的な対応が実施されるようになったことの表れかもしれない。

ただし、調査は事案ごとに対応を尋ねたものではなく一度でも実施したことがあれば「実施した」として計数したものである。実施した行動の種類が多いということは、センターが実施する対応の多様性として評価す

ることもできる。相談事案のその後が適切に把握されることは、虐待事案の見落としだけでなくその他の支援を要する状態が放置されることを防ぐ効果も期待される。法以外の事案への対応をどのように規定するか、引き続き研究したい。

研究2. 独立行政法人病院等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

昨年度から対象施設の範囲を広げて、いわゆる自治体病院を対象とした。

障害者虐待に関する研修については、自治体が主催する研修を受講し、受講した職員が院内で二次研修を開催して職員間の周知を図る流れが想定されている。しかし、調査の結果は、どちらの研修についても実施施設は回答の1割に満たなかったことから、法に関する周知活動をより強化する必要があると考えた。

一方で、障害者虐待防止を目的に含むネットワークに職員が参加しているという施設は、それぞれ回答の1割を超えていた。ネットワークについては具体的な名称等を記入した回答ばかりではなかったことから詳細は明確でなく、地域自立支援協議会のほかに児童虐待や高齢者虐待などのネットワークへの参加も回答されていた可能性がある。それでも、虐待という課題について地域の機関と話し合う経路を有していることは、院内での早期発見や、自治体の実施する一時保護への協力を進める上で重要であるばかりでなく、障害のある患者に対し虐待を行わないという職員の意識を醸成することも期待される。

ちなみに、第68回国立病院総合医学会では、障害者虐待に関する発表が1演題あった。単語を用いて優先順位を付ける方法で意見

を集めたところ、障害児者への虐待防止を考える際、177人の職員が最も高く評価した項目は「体罰」(43.6%)であったという。身体的虐待以外の例もあることを含めて、対象者を医療従事者に特化した研修プログラムの策定を考慮するべきと考えた。

次に、合理的配慮については、書類の読み上げや代筆など、視覚障害のある患者に向けた配慮が、それぞれ半数の施設で実施されていることが確認された。昨年度の調査で対象とした国立病院等と同様の結果であった。

また、筆談は約半数の施設で実施し、手話通訳者の配置は回答の1割を超えていた。いわゆる手話言語条例の制定が各地で始まり、自治体病院等では、手話通訳者の配置が推進されていくことが期待される。

研究3. 精神科病院における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

日本精神科病院協会の会員病院を対象として調査を実施したところ、全体の四分の一にあたる施設から回答があった。また、実施している間接的防止措置についても、自治体主催の研修への参加、および、院内研修の実施ともに、回答の四分の一にあたる施設が実施しているとのことであった。関係者の関心の高さを示すものと考えた。

自由回答の中で、患者の家族による入院費の未払いの事案についての記載が複数見られた。いわゆる未収金の問題は、自治体病院においても課題として取り組みがなされているところであるが、民間病院を主体とする精神科病院では、病院経営に直接影響する問題である。

現時点では、当該の家族に対して説明等を実施することで対応をしている施設が多いと推測されるが、今後は障害者虐待の事案で

あるとの認識を新たに持ち、市町村虐待防止センターなど地域の機関の支援を受けて事案の解決に向かうことが期待される。厚生労働省の発表する統計において、精神科病院から相談・通報された経済的虐待事案の件数に、変化が見られるかもしれない。

また、今回の結果から、精神科病院における患者家族による経済的虐待について、障害者虐待としてその発生件数や要因を調査し、より有効な解決策を見出すことは、新たな研究シーズと考えた。

研究4. 保育所等における間接的防止措置および合理的配慮の実施状況についての調査

調査は年度末に、短い回答回収期間で実施したにもかかわらず、多数の回答を得ることができた。

今回の調査では、管内の施設への照会等を求めず、所管課で有する情報をもとに回答を作成することとした。

集計作業の途中ではあるが、管内の施設において対策を実施しているという情報の記載された回答は必ずしも多くはなかった。今回の調査では法施行後の1年半を対象の期間として、保護者からの苦情に関する情報を収集したが、平成26年度についても同様に調査を実施して、件数の動向を検証するとともに、調査方法としての評価を実施し学校を対象とした調査の実施につなげたい。

研究5. 障害者虐待事案の対応に投入された人的資源についての調査

今回収集した事案には法施行前のものも含まれており、法に沿った対応を実施した場合のコストの評価として用いるには適当ではない。また、記録の中には、支援としては未終結と推察される事案も含まれていた。し

たがって、今回収集したデータは限定的に使用されるべき性質のものである。しかし、調査の方法としてみると、記録から個人情報に触れることなく対応に関する情報のみを抽出しコストを評価することが可能であることを確認した。

虐待の類型との関連をみたところ、施設従事者による虐待事案について、性的虐待の有ることが解決までにかかる時間を予測した。一方で、多くの件数を集めた養護者虐待については、このような関連性は認められなかった。養護者虐待の事案には表5に示すように長期の介入を要した事案も含んでおり、他の類型に比べて事案ごとに関わる要因が異なることによるものと考えた。

したがって、調査方法における今後の課題は、

事案の終結をどのように定義するか
地域ごとに実際にかかった費用を入力するか、あるいは、一律の金額で計算するか
電話対応など記録に明確に現れないその他の職員による労力をどのように扱うか
光熱費、移動の費用など人件費以外のコストをどう計算するか
などである。

また、昨年度実施した研究1の調査から、市町村担当者からは、一時保護の受け入れ先を見つけることが容易ではないといった意見が複数寄せられている。一時保護を実施した事案を収集して、マニュアル等で実施の対象とする基準がどのように規定されているのかを確認するとともに、実施による関連したコストの評価を実施する必要がある。

以上の課題はあるが、今回の調査方法が実施可能であると確認できたことを踏まえて、今後はより多くの地域から記録の提供を受けて検証を続けるとともに、対応を開始する新規事案に対しても適用を呼びかけたい。

E. 結論

障害者が虐待や差別を受けたとする相談ニーズは障害者虐待防止法施行後もさまざまな領域に存在していることを確認した。虐待事案の見落としを防止するとともに領域が多岐にわたるさまざまな事案を柔軟に解決する社会体制を構築する上で、行政機関に期待される役割は、費用対効果の意識を保持しつつ他機関と情報を責任を持ってやりとりすることである。

障害者虐待防止法の主旨が周知され関連事案が適切に対応されるためには、法以外の事案への対応を検討すること、実施した対応を評価する方法を確立すること、各専門職の意識向上と合理的配慮の充実が必要と考えた。

本研究で実施している各調査の方法により、必要な資料を得ると同時に、関係者に対し法制度の周知を図ることができると考えた。

参考文献

- 1) 才村純, 有村大士, 柏女霊峰, 山本恒雄 ほか. 児童相談所の業務分析に関する研究(1). 日本子ども家庭総合研究所紀要第47集:181-191, 2011.
- 2) 厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業事業(身体・知的等障害分野)「共生社会を実現するための地域づくりを促進する要因の解明」(研究代表者:堀口寿広)平成22~24年度総合研究報告書, 2013.
- 3) 西本幸弘. 障害児者虐待防止を考えるうえで当職員が評価した虐待項目の順位. 第68回国立病院総合医学会, 神奈川, 2014.11.14-11.15.

F. 健康危険情報

特になし

会，東京，2015.3.9.

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 堀口寿広．家族の支援における障害認識のとらえ方．精神保健研究 28(61)；45-48，2015．

2. 学会発表

(1)国際学会

- 1) Horiguchi T, Takanashi K, Sato S, Shiga T: Feasibility of a cost-effectiveness analysis examining interventions for abused persons with psychiatric disabilities. WPA Section on Epidemiology and Public Health -2014 Meeting, Nara, 2015.10.15-18.

(2)国内学会

- 1) 堀口寿広．障害者虐待防止法に基づく自治体の相談窓口寄せられた障害児虐待の事例に関する調査．第 61 回日本小児保健協会学術集会，福島，2014.6.20-22.
- 2) 堀口寿広，高梨憲司，佐藤彰一．独法病院を対象とした障害がある患者への虐待および差別に関する取り組み状況の調査．第 53 回全国自治体病院学会，宮崎，2014.10.30-10.31.
- 3) 堀口寿広，高梨憲司，佐藤彰一．独法病院における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況の調査．第 68 回国立病院総合医学会，神奈川，2014.11.14-11.15.
- 4) 堀口寿広，高梨憲司，佐藤彰一．独法病院における障害者虐待の防止ならびに差別解消に関する取り組みの状況．国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所平成 26 年度報告

3. 書籍

なし

4. その他

なし

H. 知的所有権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

謝辞

調査計画に対し特別にご指導ご協力を下さった先生方を記して深謝申し上げます。

公益社団法人日本精神科病院協会

河崎 建人 副会長（研究 3）

一般社団法人日本保育園保健協議会

遠藤 郁夫 会長（研究 4）

大阪大学大学院人間科学研究科(教育制度学)

小野田 正利 教授（研究 4）

埼玉大学教育学部（障害者虐待防止学）

宗澤 忠雄 准教授（研究 5）

表 1: 専門職の換算時間給

専門職	換算時間給 (円)	今回の調査で同額のものとして含めた関連する職
精神科医(精神科病院に勤務)	7,498	他科の医師
看護師(精神科病院に勤務)	2,346	他の診療所勤務の看護師
精神科ソーシャルワーカー(精神科病院に勤務)	1,887	その他の医療ソーシャルワーカー
作業療法士(精神科病院に勤務)	2,144	理学療法士
その他の職員(精神科病院に勤務)	1,615	心理士
弁護士(時間単位の相談)	5,000	センターから委嘱を受けている弁護士
看護師、保健師(市職員)	2,604	都道府県庁に勤務する看護師
ワーカー(相談支援事業所に勤務)	1,034	民間の権利擁護センターに勤務するワーカー
指導員等(民間の入所施設に勤務)	1,426	
指導員等(公営の入所施設に勤務)	2,504	
市町村担当課職員	2,924	
都道府県担当課職員	2,794	
警察官	2,986	
国の機関の職員	2,352	ハローワーク、労働局職員
大学准教授	3,275	学識経験者
ホームヘルパー	1,364	
ケアマネジャー(介護支援専門員)	1,618	
高校教諭(公立高校)	2,819	高等特別支援学校の教諭

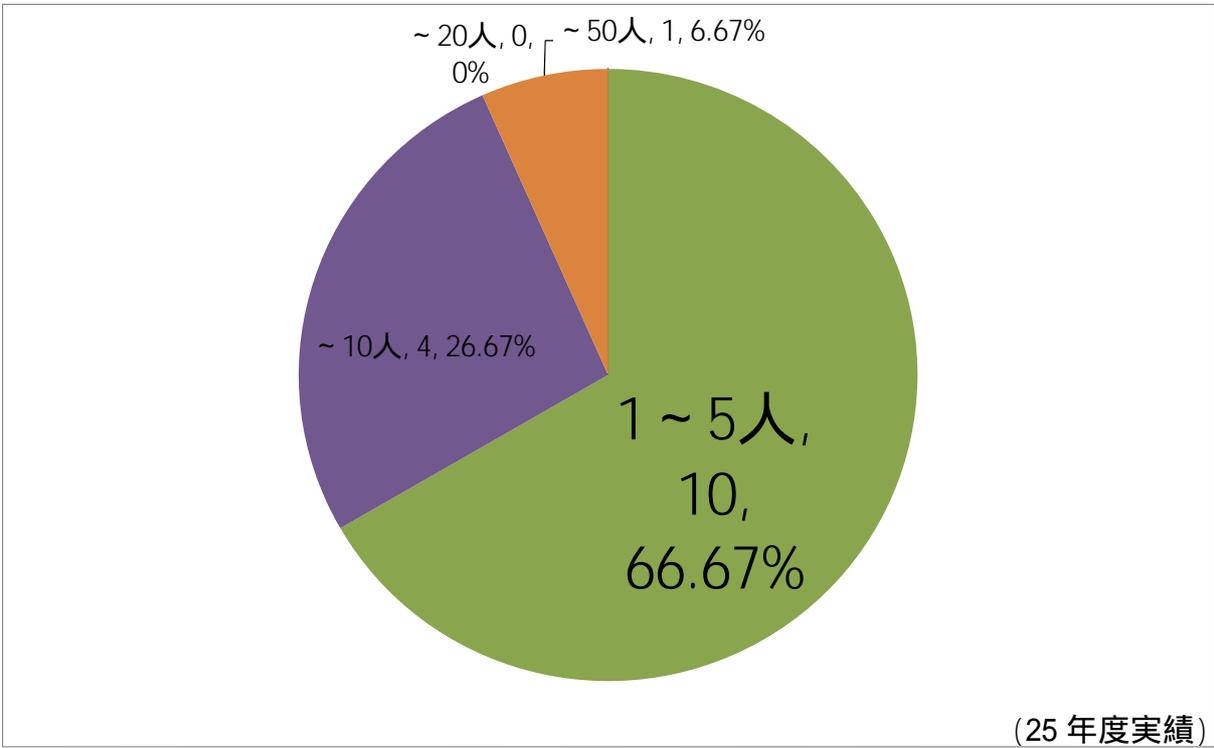


図 1: 都道府県権利擁護センターの担当職員数(合計人数):平成 25 年度

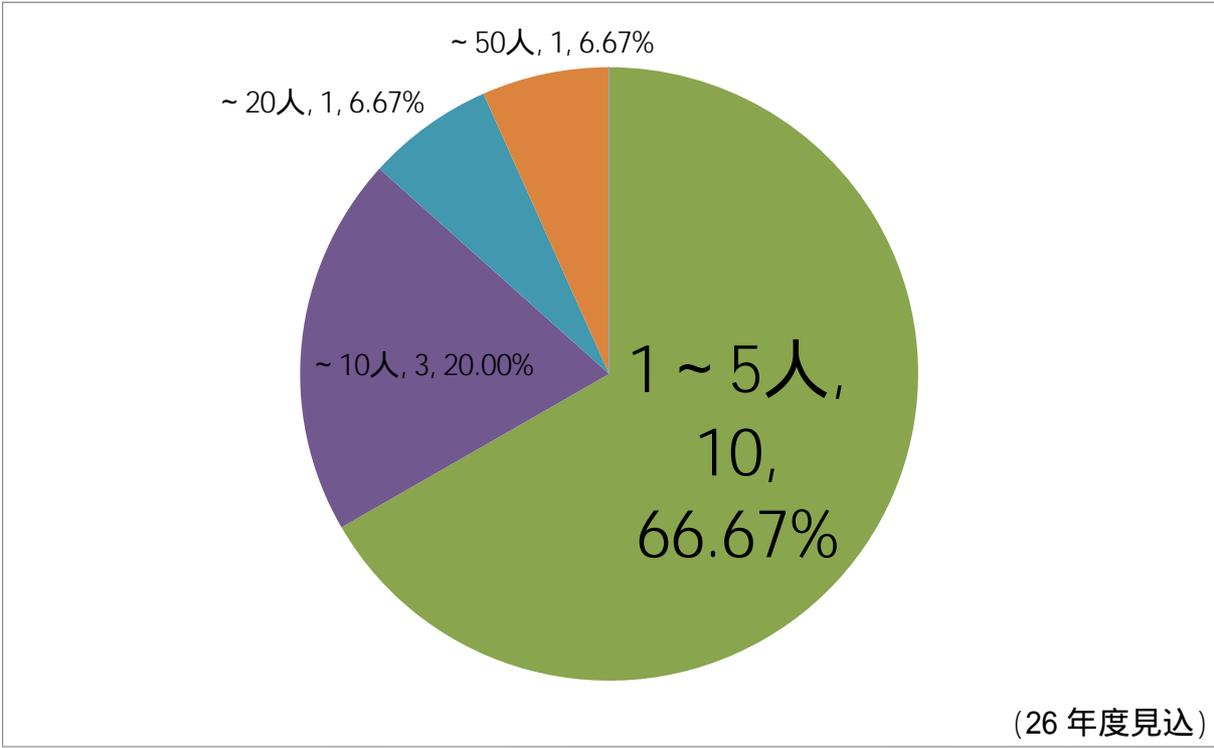


図 2: 都道府県権利擁護センターの担当職員数(合計人数):平成 26 年度

表2:都道府県権利擁護センターに寄せられた法以外の事例件数(回答数:15)

事案の種類	該当事案のあった団体						該当事案のなかった団体					
	(ア) 団体数 (団体)	(イ) (ア)が回答全体に占める比率 (%)	(ウ) 合計件数 (件)	(イ) 窓口に寄せられた全相談件数に対する比率の平均値 (%)	(オ) 事例のあった団体のみで集計平均 (件)	標準偏差	(カ) 連携の実施状況 (団体)		(キ) 事例数が[0件] (団体)	(ク) 無回答・不明等 (団体)	(ケ) 小計 (団体)	(コ) 回答全体に占める比率 (%)
幼稚園、または学校での事例	2	5.78	3	13.33	1.50	0.71	0	0	12	1	13	86.67
保育所での事例	0	0	0						14	1	15	100
医療機関での事例	3	20.00	7	8.51	2.33	0.58	0	0	11	1	12	80.00
養護者虐待の疑いで市町村へ連絡した事例	8	53.33	22	18.81	2.75	2.43	0	0	6	1	7	46.67
事実確認調査を行ったが施設虐待の判断に至らなかった事例	6	40.00	16	7.24	2.67	1.37	0	1	8	1	9	60.00
事実確認調査を行ったが使用者虐待の判断に至らなかった事例 (市町村経由・労働局と共同なし)	5	33.33	4	3.18	0.80	0.45	0	1	9	1	10	66.67
(市町村経由・労働局と共同あり)	2	13.33	7	10.08	3.50	2.12	0	0	12	1	13	86.67
(市町村経由せず・労働局と共同なし)	3	20.00	12	21.57	4.00	5.20	0	0	11	1	12	80.00
(市町村経由せず・労働局と共同あり)	0	0	0						14	1	15	100
事実確認調査を行っていないその他の使用者虐待の事例	1	6.67	16	25.00	16.0	0	0	0	10	4	14	93.33
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事例	6	40.00	8	3.83	1.33	0.82	0	0	8	1	9	60.00
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事例	5	33.33	9	6.14	1.80	1.10	0	0	9	1	10	66.67
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事例	2	13.33	5	3.66	2.50	2.12	0	0	12	1	13	86.67
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事例	0	0	0						14	1	15	100
セルフネグレクトの事例	0	0	0						14	1	15	100
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの	1	13.33	1	2.86	1.00		0	0	12	1	13	86.67

障害者率

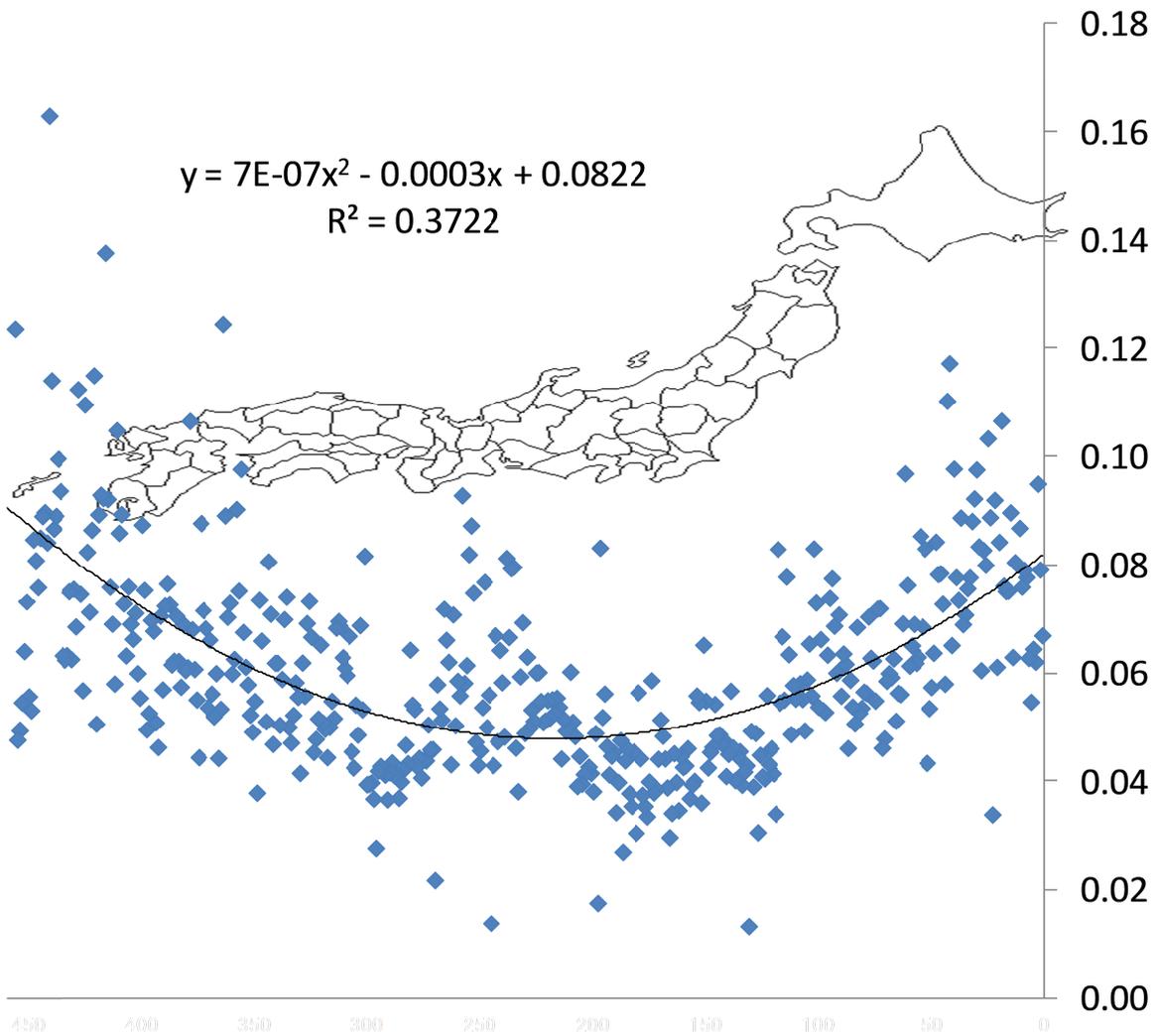


図3: 市町村の障害者率(地域人口に占める障害者の数の比率)の分布

注: 回答のあった団体の位置関係を表すために自治体コードを横軸の座標に用いて障害者率の値を並べたもの。南北のおよその位置関係をわかりやすくするために日本地図を重ねた。グラフの各点の位置と地図上の都道府県または市町村の位置は一致しない。

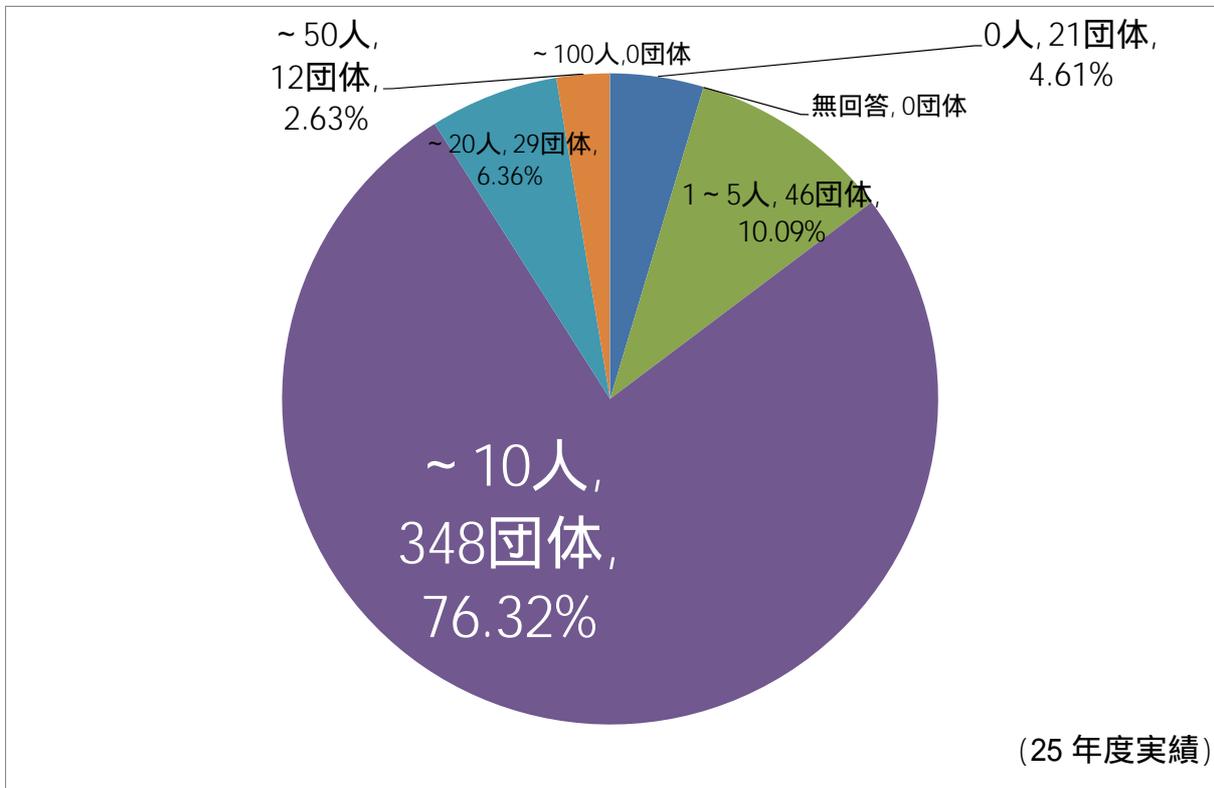


図 4: 市町村虐待防止センターの担当職員数(合計人数):平成 25 年度

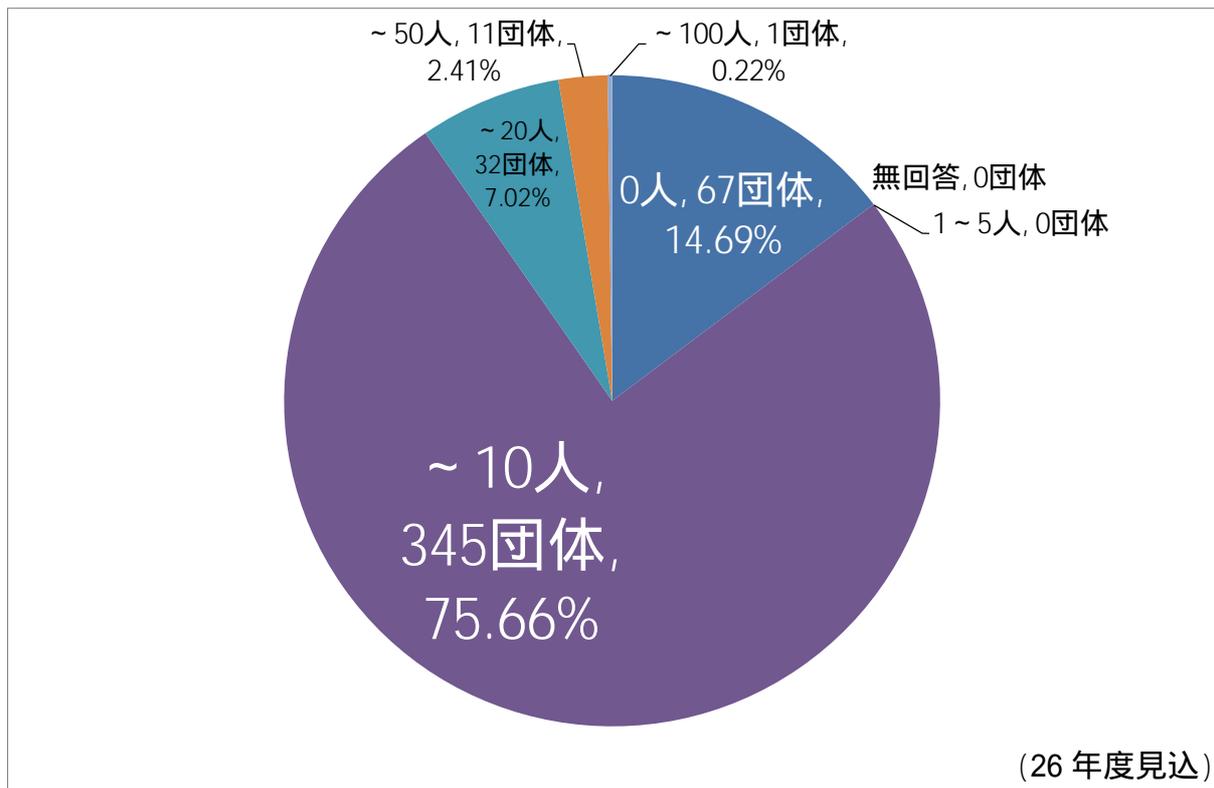


図 5: 市町村虐待防止センターの担当職員数(合計人数):平成 26 年度

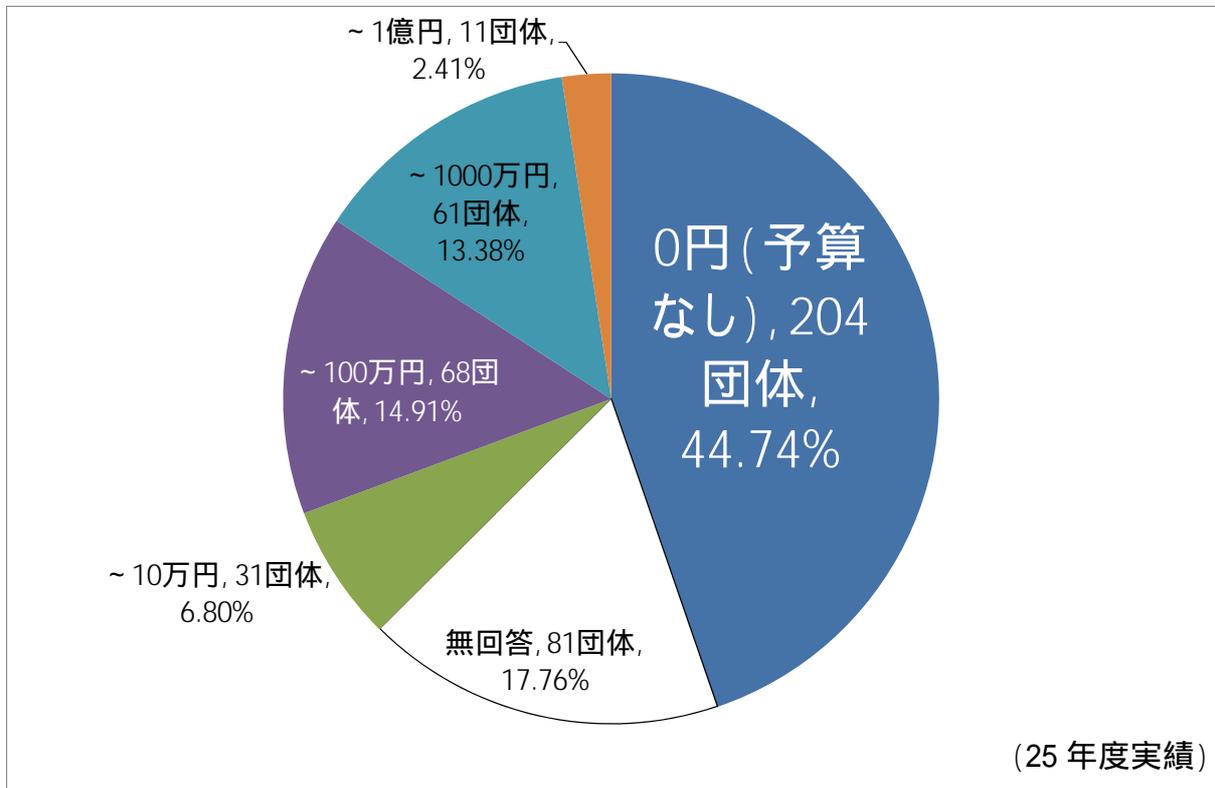


図 6: 市町村虐待防止センターの予算額(平成 25 年度)

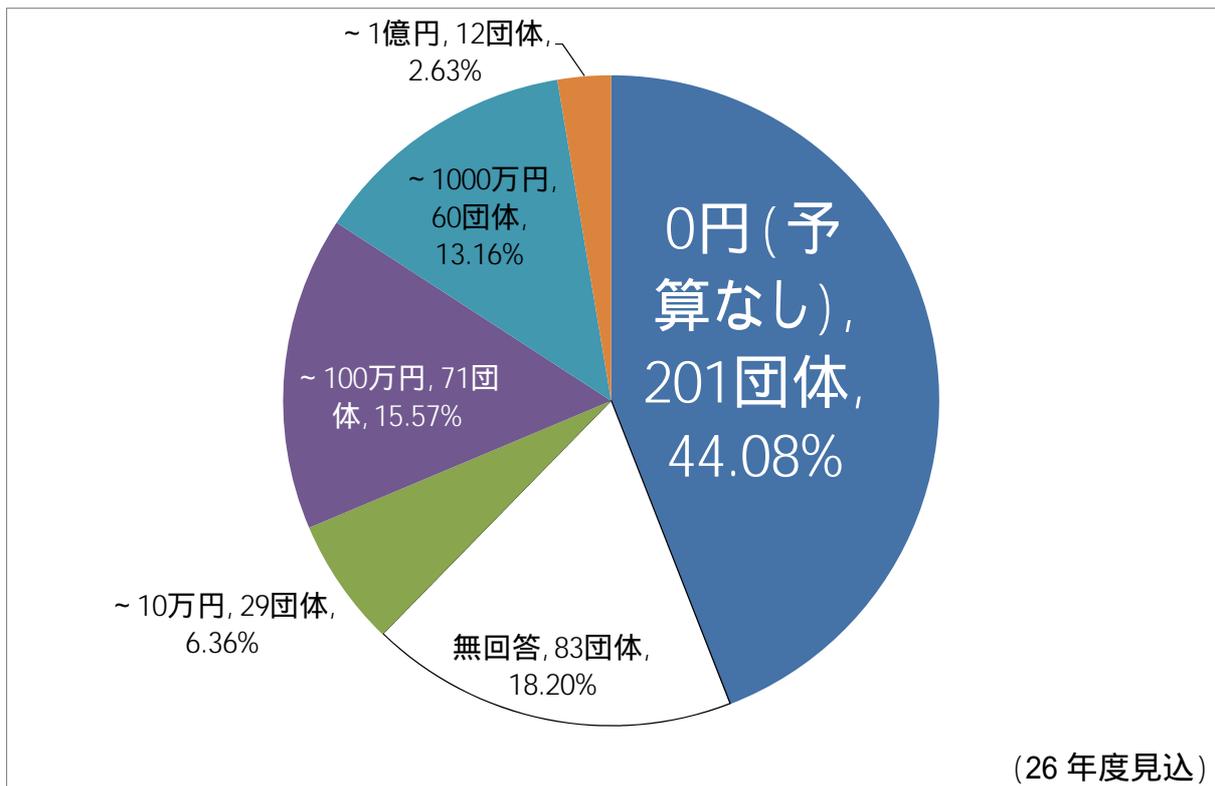


図 7: 市町村虐待防止センターの予算額(平成 26 年度)

被虐待者頻度

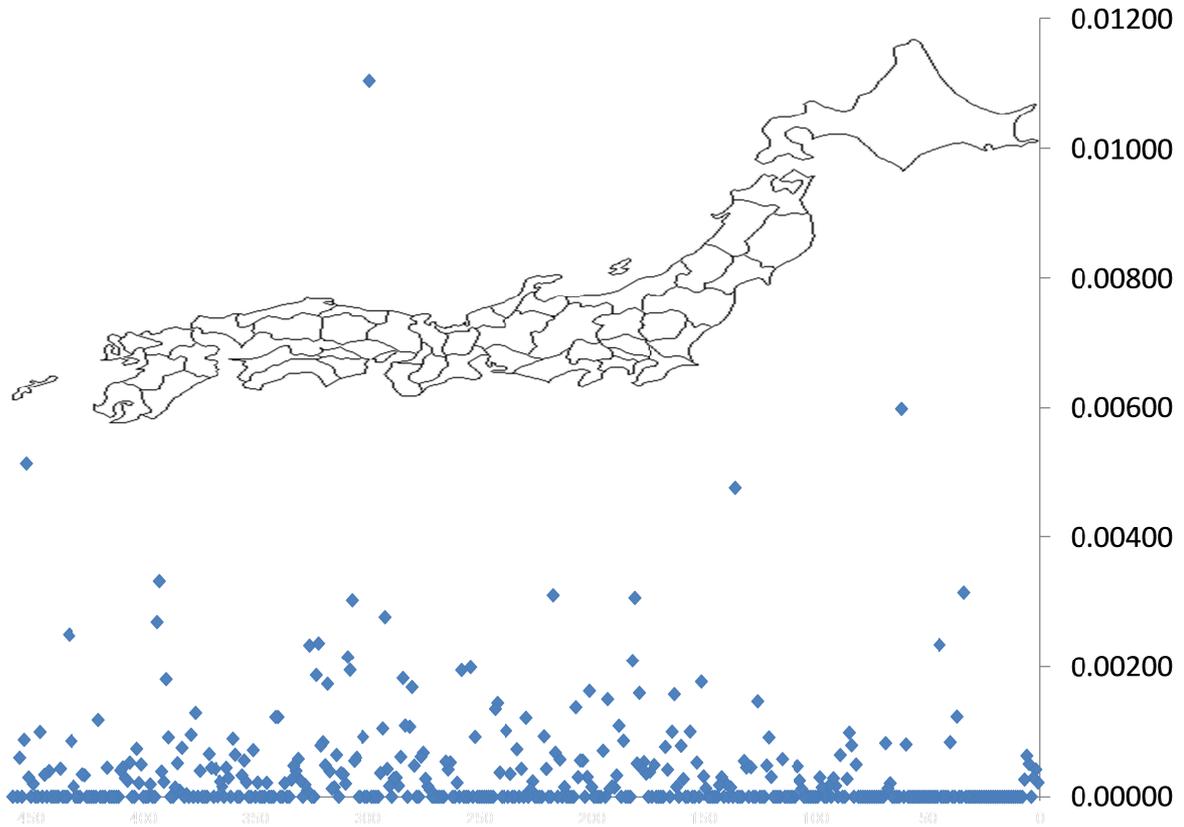


図 8: 市町村の被虐待障害者率 (地域の障害者に対する被虐待者と認定された障害者数の比率) の分布

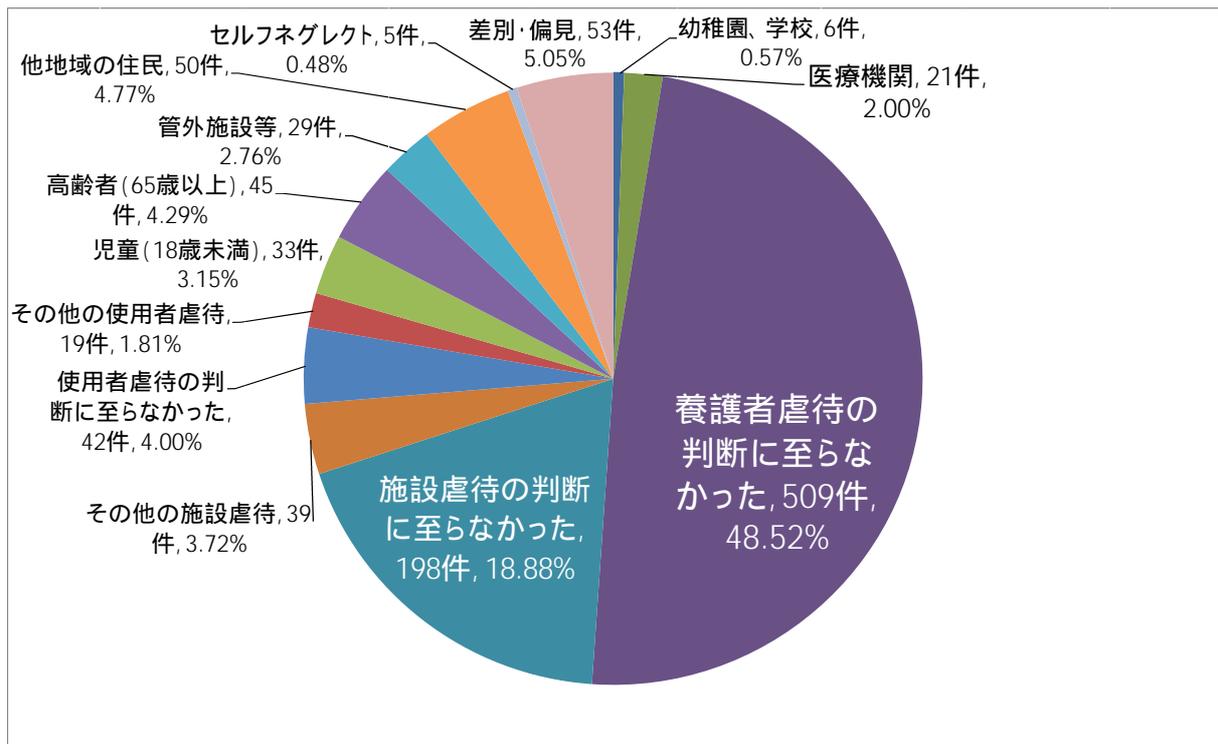


図 9: 市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例の内訳

(すべての回答を合算したもの)

表 3: 市町村虐待防止センターに寄せられた法以外の事例件数 (回答数: 456)

事案の内容	該当事案のあった団体						該当事案のなかった団体					
	(ア) 団体数 (団体)	(イ) (ア)が回答全体に占める比率 (%)	(ウ) 合計件数 (件)	(エ) 窓口に寄せられた全相談件数に対する比率の平均値 (%)	(オ) 事案のあった団体のみで集計平均標準偏差 (件)	(カ) 連携の実施状況 (団体)	(キ) 事案数が[0件] (団体)	(ク) 無回答・不明等 (団体)	(ケ) 小計 (団体)	(コ) 回答全体に占める比率 (%)		
幼稚園、または学校での事案	6	1.32	6	22.91	1.00	0.00	0	0	390	60	450	98.68
保育所での事案	0	0	0						394	62	456	100
医療機関での事案	8	1.75	21	8.09	2.63	4.21	0	2	368	60	448	98.25
養護者虐待の判断に至らなかった事案	130	28.51	509	44.64	3.89	7.41	9	15	457	82	539	76.13
事実確認調査を行ったが施設虐待の判断に至らなかった事案	84	18.42	198	36.39	2.39	2.57	10	4	310	62	372	81.58
事実確認調査を行っていないその他の施設虐待の事案	23	5.04	39	23.90	1.70	1.22	1	0	350	83	433	94.96
事実確認調査を行ったが使用者虐待の判断に至らなかった事案	30	6.58	42	22.90	1.45	0.78	2	2	366	60	426	93.42
事実確認調査を行っていないその他の使用者虐待の事案	14	3.07	19	25.90	1.36	0.84	0	0	353	89	442	96.93
被虐待者が児童(18歳未満の障害児)であった事案	24	5.26	33	13.16	1.43	1.12	1	1	381	51	432	94.74
被虐待者が高齢者の障害者(65歳以上の障害者)であった事案	37	8.11	45	26.44	1.29	0.52	0	3	368	51	419	91.89
虐待の場が他の自治体の管外施設等であった事案	23	5.04	29	26.96	1.26	1.25	0	4	383	50	433	94.96
上記以外で、被虐待者が他地域の住民であった事案	19	4.17	50	18.63	2.78	5.64	1	1	381	56	437	95.83
セルフネグレクトの事案	5	1.10	5	17.86	1.00	0	0	0	399	52	451	98.90
障害を理由とした差別ないし偏見によるもの	8	1.75	53	21.21	6.63	15.51	1	0	397	51	448	98.25

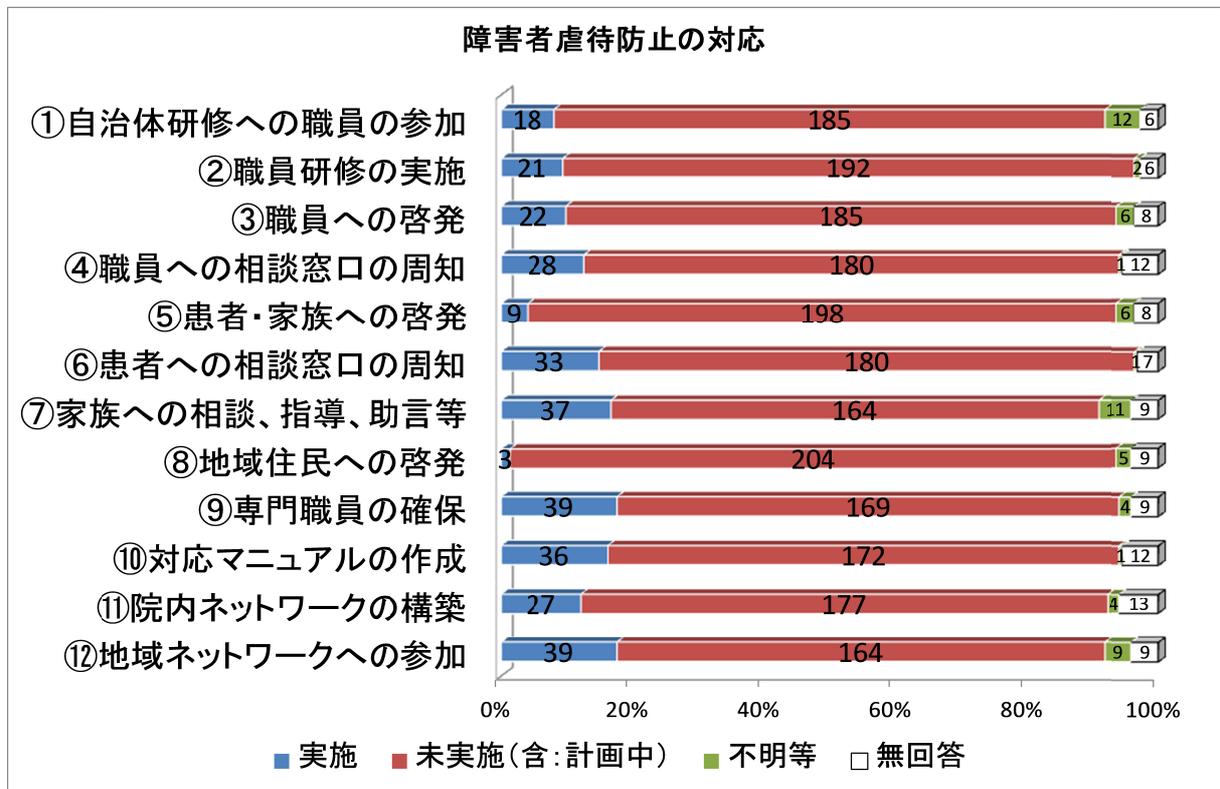


図 10: 自治体病院における間接的防止措置の実施状況

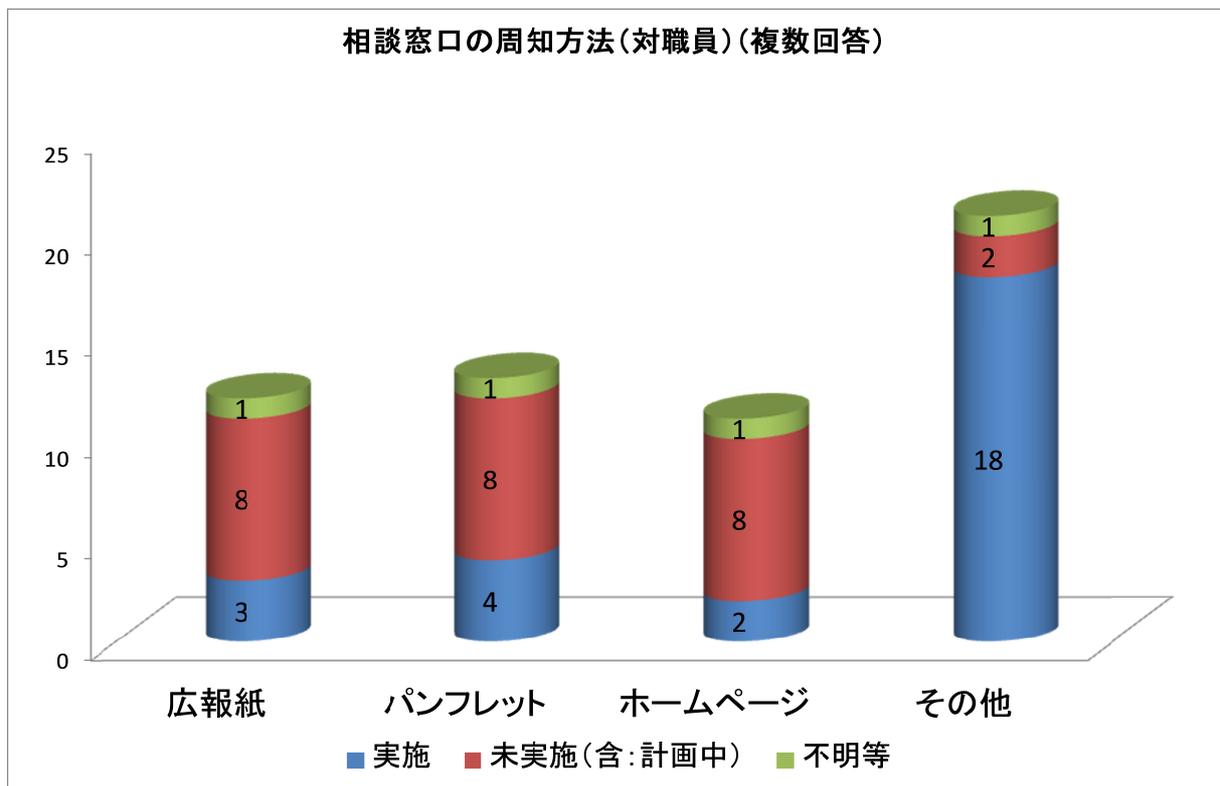


図 11: 自治体病院における障害者虐待の相談窓口の周知方法(対職員)

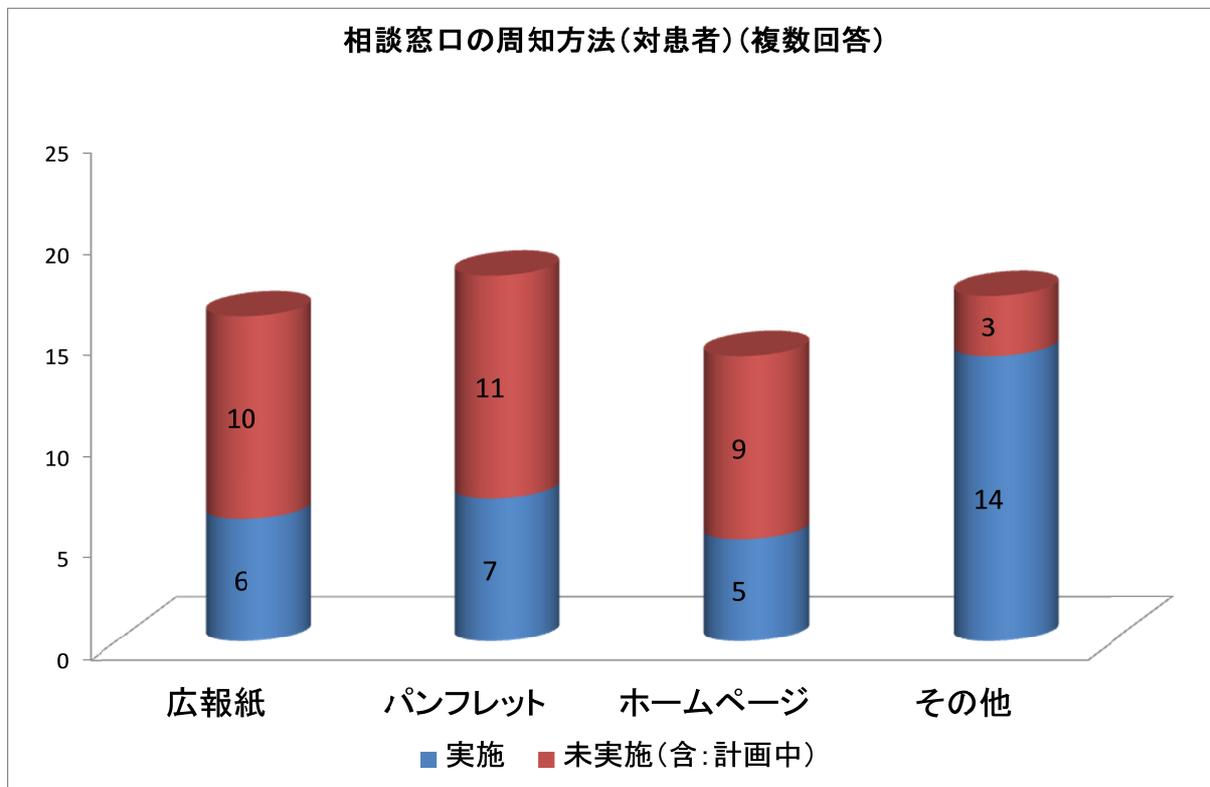


図 12:自治体病院における障害者虐待の相談窓口の周知方法(对患者)

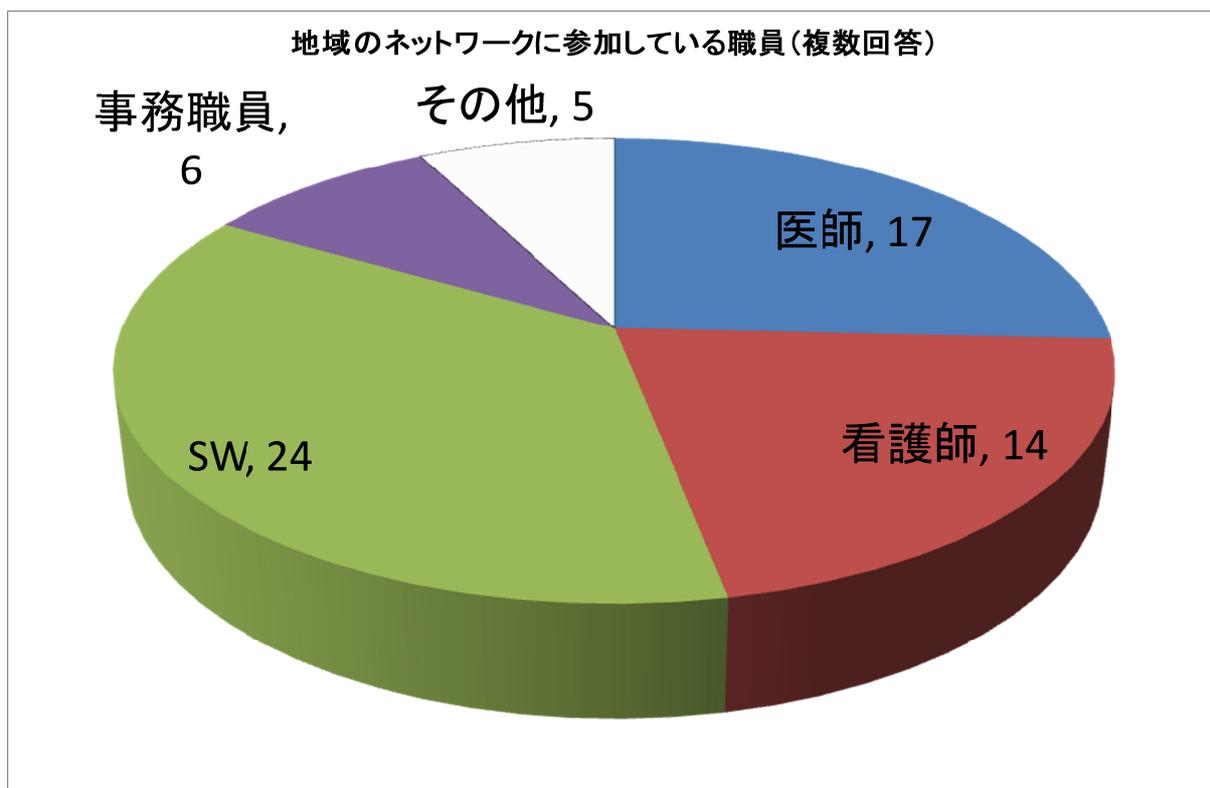


図 13:地域の虐待防止ネットワークに参加している自治体病院職員の内訳

図5: 実施している合理的な配慮(接遇面)(複数回答)

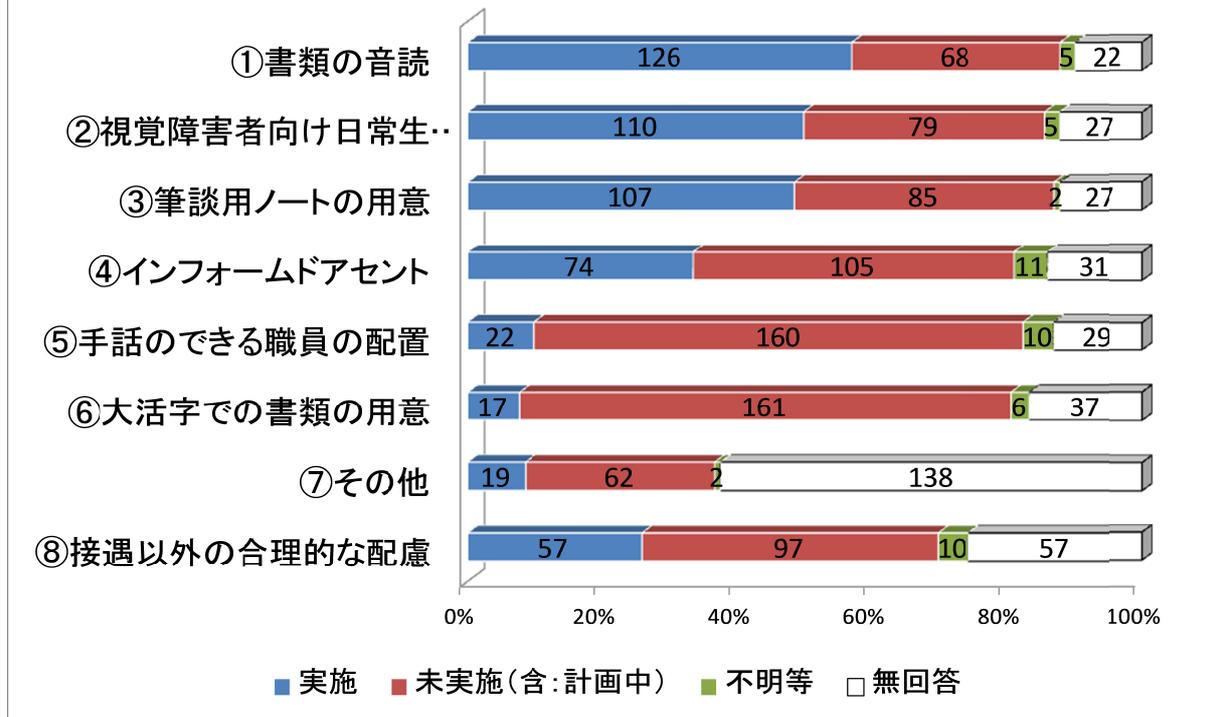


図 14: 自治体病院における合理的な配慮の実施状況

表 4: 回答のあった精神科病院の規模

精神科以外を含む 総病床数 (平成 26 年 4 月 1 日時点)	100 床未満	100 床以上 200 床未満	200 床以上 300 床未満	300 床以上 400 床未満	400 床以上 500 床未満	500 床以上	無 回 答
回 答	9 施設 (3.10%)	101 施設 (34.83%)	90 施設 (31.03%)	49 施設 (16.90%)	29 施設 (10.00%)	11 施設 (3.79%)	1 施 設
(参考) 精神科病床数の分布 (出典:平成 25 年医 療施設調査)	54 施設 (5.07%)	414 施設 (38.84%)	341 施設 (31.99%)	149 施設 (13.98%)	69 施設 (6.47%)	39 施設 (3.66%)	

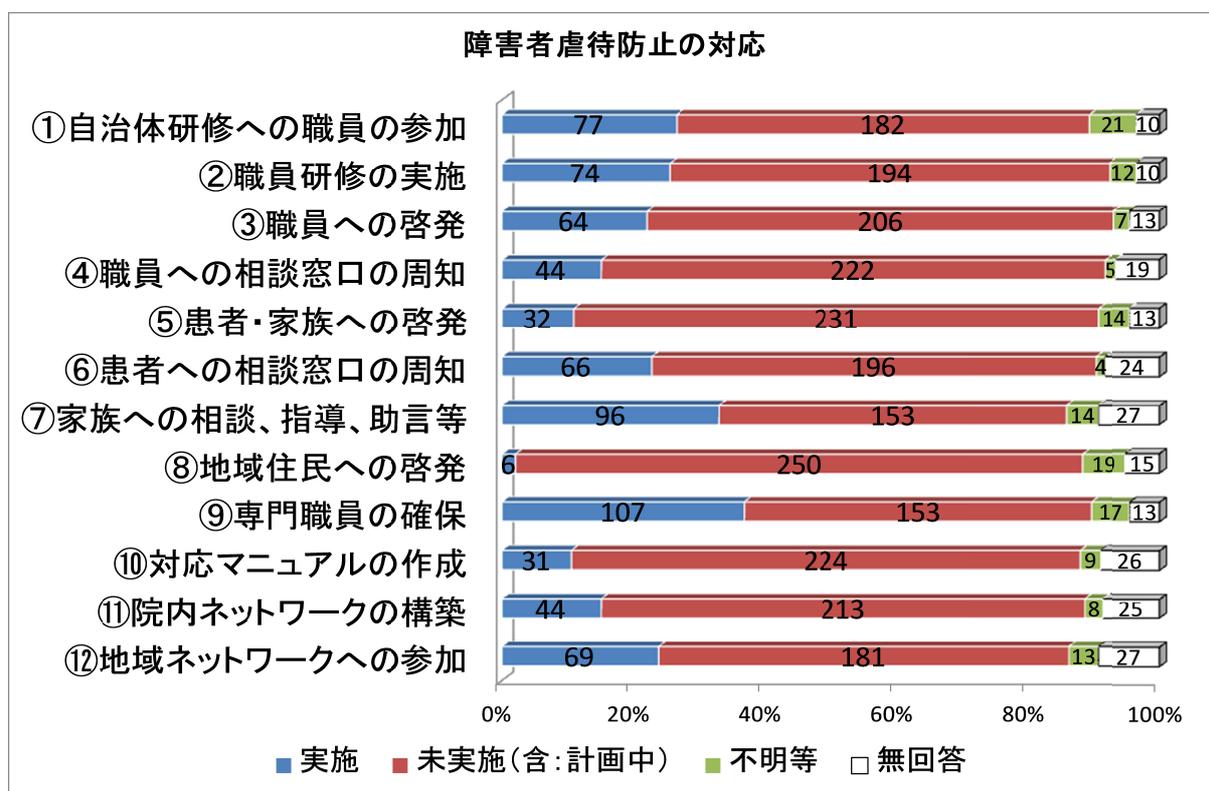


図 15: 精神科病院における間接的防止措置の実施状況

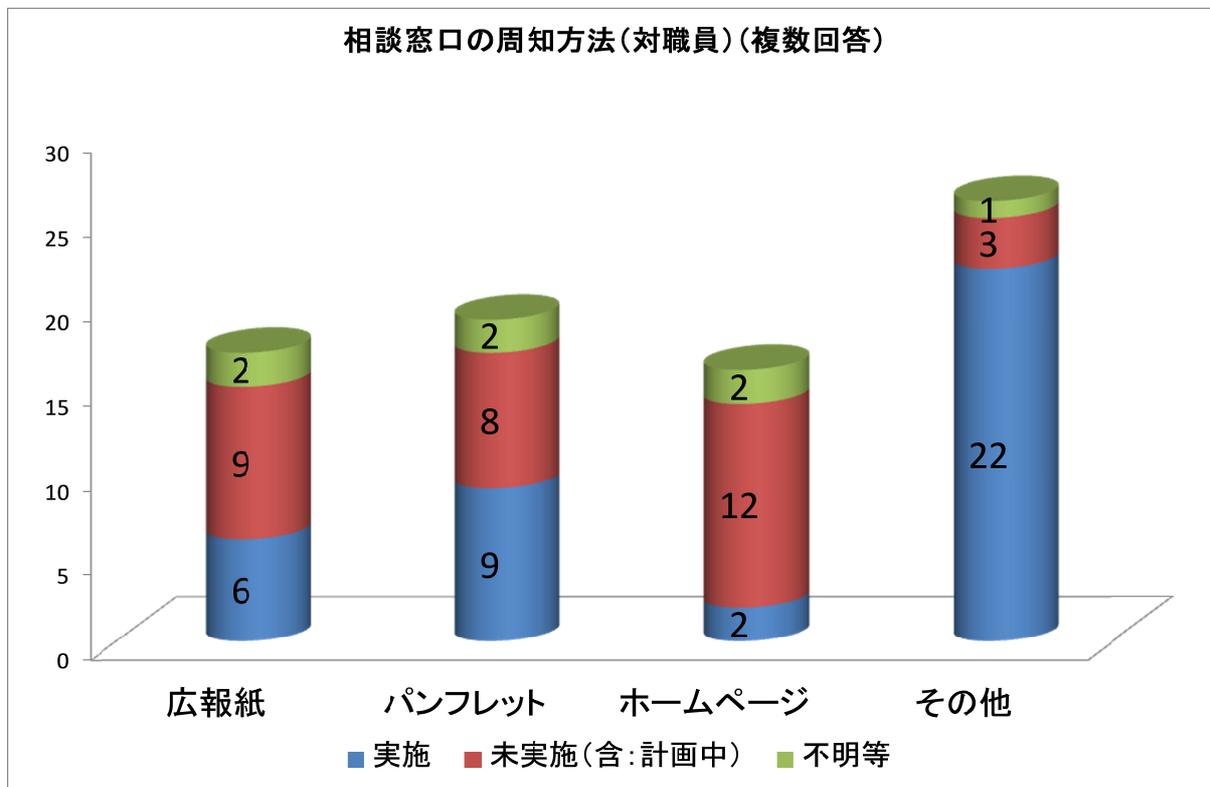


図 16: 精神科病院における障害者虐待の相談窓口の周知方法(対職員)

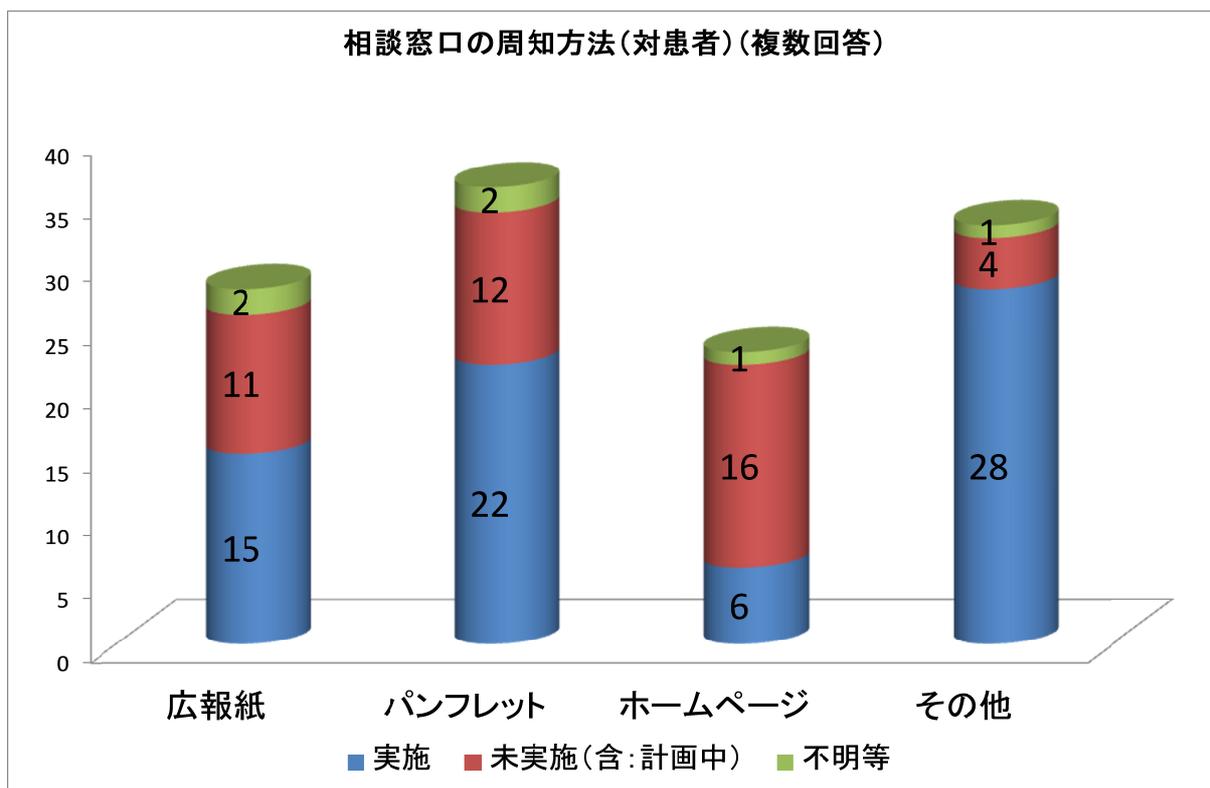


図 17: 精神科病院における障害者虐待の相談窓口の周知方法(对患者)

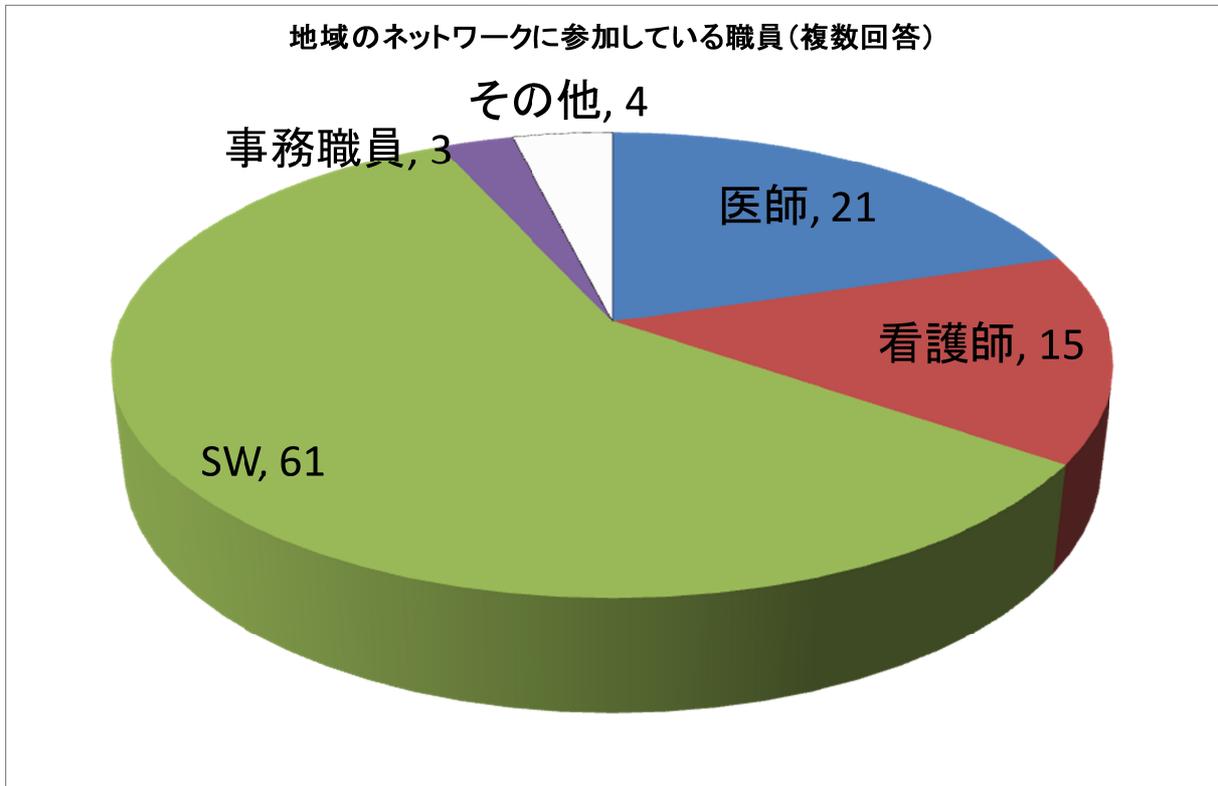


図 18: 地域の虐待防止ネットワークに参加している精神科病院職員の内訳

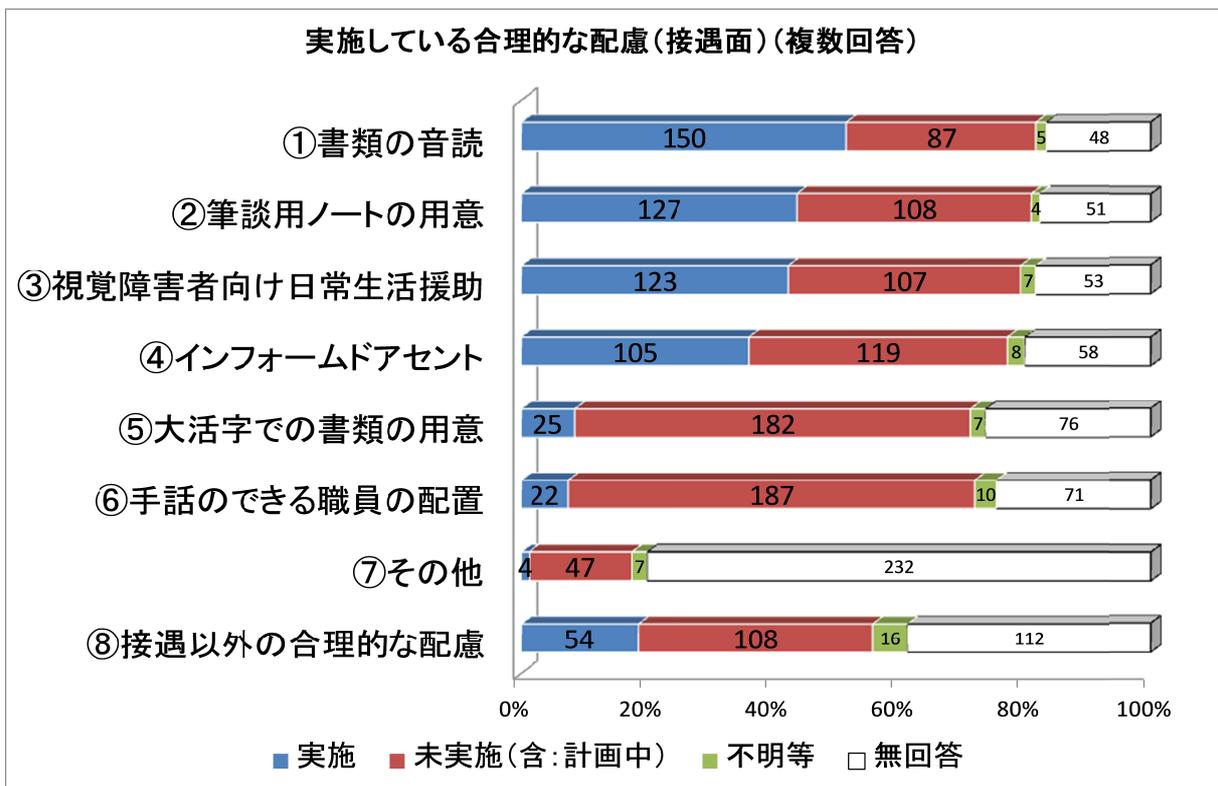


図 19: 精神科病院における合理的な配慮の実施状況

表 5: 虐待事案の対応に投入された人的資源の量

中央値と範囲(最小値-最大値)

	介入した 日数 (日)	介入回数 (のべ日 数)(日)	介入のべ時間 (時間)	介入者の べ人数 (人)	のべ時間×のべ 人数の合計	のべ費用の合計 (円)
養護者虐待	17.5 (1-105)	21.5 (2-328)	36 (0.43-237.25)	51 (2-479)	92.75 (0.43-507.67)	138,701.83 (448.07- 1,470,101.50)
施設従事者 虐待	10 (2-5)	10 (3-21)	11.68 (3-48.12)	16 (6-68)	21 (8.83-92.16)	52,614.28 (16,866.00- 162,520.00)
使用者虐待	11 (3-25)	14 (4-39)	5.63 (3.67-62.75)	22 (3-67)	12.5 (8-177.5)	36,925.83 (22,206.67- 364,069.75)
全体	15	17	15.38	33	35	76,330.50

表 6: 虐待事案ごとに実施した各対応の合計時間(中央値)

対応	実施時間 (時間)
電話	2.25
会議	4.50
コアメンバー会議	2.00
事実確認	2.25
訪問	3.75
受診の同行	4.50

表 7: 数量化Ⅰ類の結果

アイテム	カテゴリー	カテゴリー ー スコア	偏相関係数	t 値	P 値
身体的虐待	なし	3.518	0.74497	2.23349	0.08926
	あり	-7.036			
性的虐待	なし	-3.394222	0.90413	4.23215	0.01335
	あり	27.15378			
心理的虐待	なし	2.184667	0.56987	1.38699	0.23773
	あり	-4.369333			
放棄・放置	なし	-0.3253333	0.19878	0.40565	0.70576
	あり	2.602667			
定数項		15.58889			

要因	平方和	自由度	平均平方	F 値	P 値
回帰	1507.726	4	376.9316	10.12852	0.02277
残差	148.8594	4	37.21486		
全体	1656.586	8			

重相関係数(r)=0.95401, r^2 =0.91014, 残差標準誤差 = 6.100398

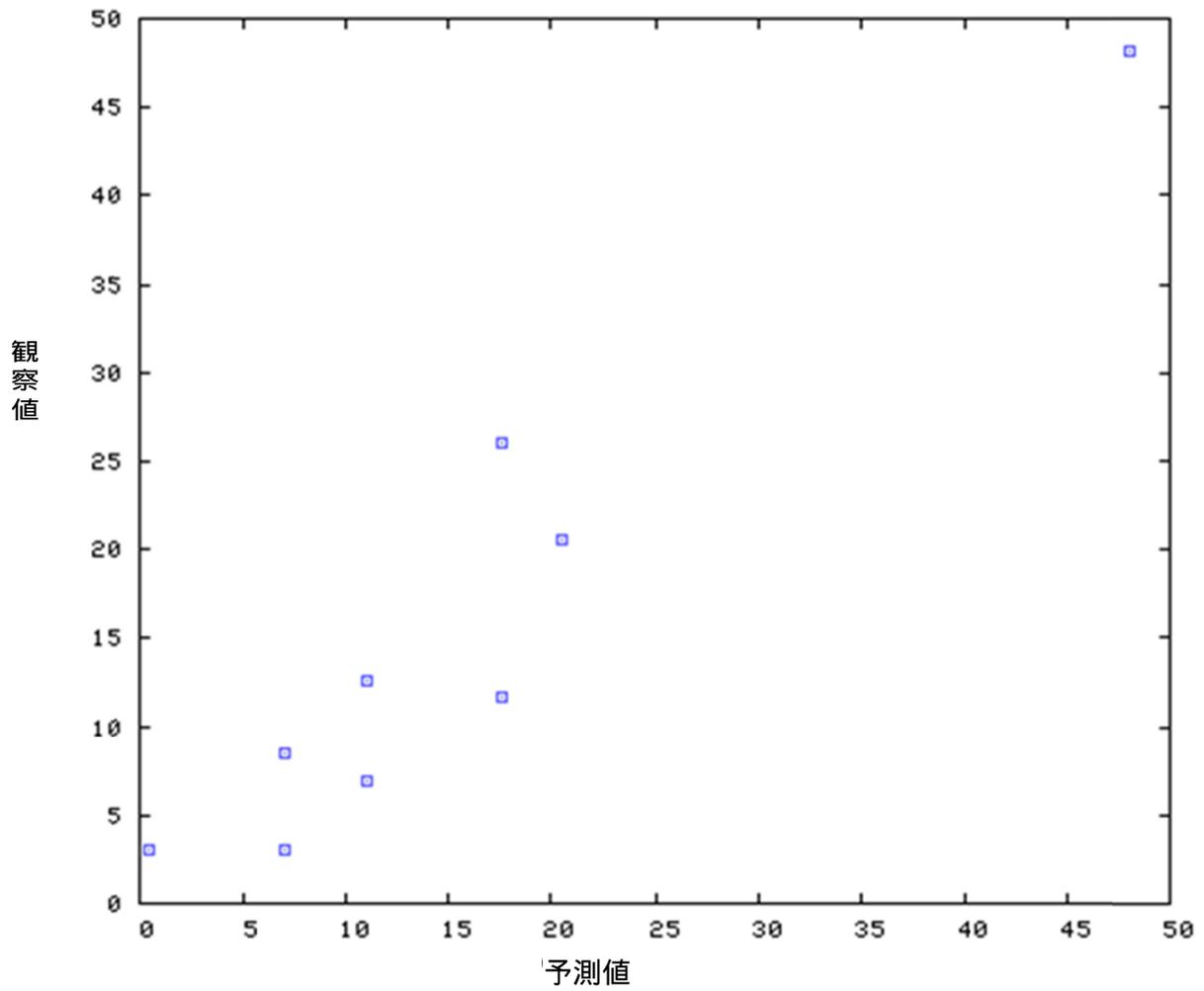


図 20: 数量化 I 類の結果(予測値と観察値のプロット)